

令和4年度
集団指導資料

【施設・通所（就労系を除く。）・居住系サービス編】

令和5年3月

岡山県 保健福祉部
保健福祉課 指導監査室

目次

I	報酬に関する事項（総則）	3
II	実地指導における主な指導事項等		
1	はじめに	17
2	主な指導事項	17
	（1）一般原則に関すること	18
	（2）人員基準に関すること	18
	（3）運営基準に関すること	19
	（4）報酬に係る算定基準に関すること	26
III	障害者の意思決定支援について	31
IV	参考資料		
1	グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・ 推進について	35
2	障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運用等 について	36
3	障害者虐待の未然防止・早期発見等について	53
4	障害福祉サービスの利用等に係る意思決定支援 ガイドライン	60



I 報酬に関する事項(総則)



○サービス提供時の報酬の算定

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスを提供した際の報酬の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)平成31年3月25日厚生労働省告示第87号改正」別表の介護給付費等単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)」を乗じて得た額となる。
- 具体的には、単位数に10円を乗じて得た額(基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護、基準該当行動援護については8.5円を乗じて得た額)にサービス提供事業所が所在する地域区分に応じた割合を乗じて得た額、療養介護については、単位数に10円を乗じて得た額となる。
- 地域区分については、岡山市が「七級地」、それ以外は「その他」となる。

「七級地」の単価(厚生労働大臣が定める一単位の単価)

共同生活援助:1000分の1024

施設入所支援:1000分の1020

就労継続支援A型・B型:1000分の1017

上記以外:1000分の1018 ※療養介護は1000分の1000

※「その他」は全て1000分の1000

○加算の算定期

- 届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、**届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から**、算定を開始するものとなる。

※平成19年10月からインターネット請求に変わったことに伴い、県においては、各事業所の加算情報を国保連合会へ報告することとなっており、県の事業者台帳と事業者の請求情報、市町村の受給者台帳の突合が行われるので、届出については厳重に行うようお願いしたい。

■ 前年度1年間の実績等を踏まえて届け出る加算等の算定の開始時期

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は就労定着支援に係る基本報酬又は加算は、前年度又は前年度末日の実績に応じて当該年度の基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるため、**翌年度4月からの基本報酬の算定区分や加算の届出は4月中に届出を行うことを認める。**

なお、当該加算等を4月より新たに算定することについて、**利用者等に十分な説明を行い、周知が図ること。**

○事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の取扱い

- **事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善がみられない場合は、当該届出は無効となる**ものであること。この場合、当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費又は訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返されるなど悪質な場合には、指定取消処分等をもって対処することになる。
- また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは、当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、**不当利得になるので返還措置を講ずることとなる。**

※請求における計算ミス等単純なものについては、過誤請求の手続となるため、あらかじめ市町村へ過誤申立ての連絡をした上で手続を行うこと。

○加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

- 指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、**速やかにその旨を届け出ること**。
なお、この場合は、**加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わない**ものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになるが、悪質な場合には指定取消処分等をもって対処することとなる。

○利用者に対する利用料の過払い分の返還

- 不当利得分を市町村へ返還することとなった指定障害福祉サービス事業所等においては、市町村への返還と同時に、**返還の対象となった介護給付費等に係る利用者が支払った利用料の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること**。その場合、返還に当たっては**利用者から受領書を受け取り、当該指定障害福祉サービス事業所等において保存しておくこと**。

○算定上における端数処理について

■ 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、**基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行う**。つまり、**絶えず整数値に割合を乗じていく**計算となる。

※サービスコードについては、加算等を加えて一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。

- (例) 居宅介護(居宅における身体介護2時間30分以上3時間未満で815単位)
- 基礎研修課程修了者の場合 所定単位数の70%
 $815 \times 0.70 = 570.5 \rightarrow 571$ 単位
 - 基礎研修課程修了者で深夜の場合
 $571 \times 1.5 = 856.5 \rightarrow 857$ 単位
- ※ $815 \times 0.70 \times 1.5 = 855.75$ として四捨五入するのではない。

■ 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる**1円未満(小数点以下)の端数については、「切り捨て」とする**。

- (例) 前記の事例で、このサービスを月に4回提供した場合(地域区分は1級地)
- 857 単位 \times 4回 = $3,428$ 単位
 - $3,428$ 単位 \times 11.20円/単位 = $38,393.6$ 円 \rightarrow **38,393円**

○障害福祉サービス種類相互の算定関係について

- 介護給付費等については、**同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できない**ものであること。例えば、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「日中活動サービス」という。）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護（家事援助が中心の場合）の所定単位数は算定できない。一方、日中活動サービスを受けていない時間帯においては居宅介護の所定単位数を算定することができる。
- また、**日中活動サービスの報酬**については、**1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価**していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合（指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を算定した場合を除く。）には、**同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない**。

○日中活動サービスのサービス提供時間について

- 日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、日中活動サービスは、個々の利用者について、**適切なアセスメントを行う**ことを通じて、**当該利用者ごとの個別支援計画を作成**しなければならないこととされていることから、当該個別支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。
- また、指定障害福祉サービス事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ**運営規程において定めておく**必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、利用者に対し、**事前に十分説明を行う**必要があること。

○加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について

- 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の**利用者数**は、**当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる**（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による）。この場合、利用者数の平均は、**前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数（就労定着支援及び自立生活援助については、当該前年度の開所月数）で除して得た数**とする。この平均利用者数の算定に当たっては、**小数点第2位以下を切り上げる**ものとする。
- 療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。

○人員配置の見直しについて

- 障害福祉サービス事業では、事業種別によっては、前年度の利用者の平均値によって、人員配置が決定される仕組みとなっており、**毎年度4月1日を基準日として見直しを行うこととされている**ので、各事業者においては、**自主点検を行う**こと。（※点検結果書類については提出不要だが、事業所において保管しておくこと。）

※前年度の利用者数の平均値の求め方

当該年度の前年度の延べ利用者数 / 開所日数（小数点第2位以下切り上げ）

算出例

延べ利用者数(A)	開所日数(B)	利用者の平均値(A)÷(B)
4,125	269	15.4

加算の算定
に変更があれば体制届
等が必要

○新設・定員の増減の場合の利用者数について①

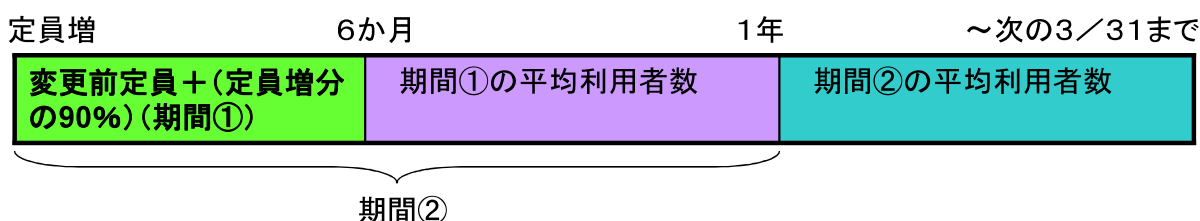
- 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設において、新設又は増床分に関し、**前年度において1年未満の実績しかない**場合（前年度の**実績が全くない**場合を含む。）の利用者数は、新設又は増改築等の時点から**6月未満の間**は、便宜上、**定員の90%**を利用者数とし、新設又は増改築の時点から**6月以上1年未満の間**は、**直近の6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数**とし、新設又は増改築の時点から**1年以上経過**している場合は、**直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数**とされている。

※ 下記の図中、「平均利用者数」は、各期間の「延べ利用者数÷開所日数」を指す。

○ 新設の場合



○ 定員増の場合



○新設・定員の増減の場合の利用者数について②

- ただし、就労定着支援については、**前年度において1年未満の実績しかない**場合（前年度の**実績が全くない**場合を含む。）の利用者数は、新設等の時点から**6月未満の間**は、便宜上、一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労継続支援等」という。）を受けた後に一般就労（就労継続支援A型事業所への移行は除く。）し、**就労を継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70%**を利用者数とし、新設等の時点から**6月以上1年未満の間**は、**直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数**とし、新設等の時点から**1年以上経過**している場合は、**直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数**とする。

- また、自立生活援助については、**前年度において1年未満の実績しかない**場合（前年度の**実績が全くない**場合を含む。）の利用者数は、新設等の時点から**6月未満の間**は、便宜上、**利用者の推定数の90%**を利用者の数とし、新設等の時点から**6月以上1年未満の間**は、**直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数**とし、新設等の時点から**1年以上経過**している場合は、**直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数**とする。

○新設・定員の増減の場合の利用者数について③

- 定員を**減少**する場合には、**減少後3か月の延べ利用者数を当該3月間の開所日数で除して得た数**とされている。

○ 定員減の場合

定員減	3か月	～次の3/31まで	～次の3/31まで
変更後の定員(期間①)	期間①の平均利用者数	前年度の平均利用者数(前年度に定員減少前の期間がある場合は、その期間を除いて計算)	

※利用者数の推定は適切な方法により行うこととされていることから、定員増から6か月間及び定員減から3か月間について、岡山県では上記のとおり取り扱うこととする。

○定員規模別単価の取扱いについて

- ① 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型については、運営規程に定める**利用定員の規模に応じた報酬を算定**する。
- ② ①にかかわらず、**共生型障害福祉サービス事業所**については、共生型障害福祉サービスの利用定員、指定障害福祉サービス等の利用定員及び介護保険サービスの利用定員の**合計数を利用定員とした場合の報酬を算定**するものとする。また、**多機能型事業所(③の適用を受けるものを除く。)**又は複数の**昼間実施サービス(指定障害者支援施設基準第2条第16号に規定する「昼間実施サービス」をいう。以下同じ。)**を実施する**指定障害者支援施設等(以下「多機能型事業所等」という。)**については、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの**利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定**するものとする。
- ③ 多機能型事業所等のうち**指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型による指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型指定児童発達支援事業所等」という。)**の事業を行うものであって、同項に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、**当該多機能型事業所について多機能型指定児童発達支援事業所等に係る利用定員と当該多機能型指定児童発達支援事業に係る利用定員を除く多機能型事業所の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定**するものとする。

○定員超過に該当する場合の所定単位数の算定

■ 対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

■ 算定される単位数

所定単位数の**100分の70**とする。なお、当該所定単位数は、**各種加算がなされる前の単位数**とし、**各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではない**ことに留意すること。

■ 指定障害福祉サービス事業所等の利用定員を上回る利用者を利用させているいわゆる**定員超過利用**について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、**報酬告示及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成18年厚生労働省告示第550号。以下「第550号告示」という。）の規定に基づき、介護給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定**であり、**指定障害福祉サービス事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。**

○過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

■ **直近の過去3月間の利用者の延べ数**が、**利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える**場合に、当該1月間について**利用者全員につき減算を行うものとする。**

（例） 利用定員30人、1月の開所日数が22日の施設の場合

$30人 \times 22日 \times 3月 = 1,980人$

$1,980人 \times 1.25 = 2,475人$ （受入れ可能延べ利用者数）

※3月間の総延べ利用者数が2,475人を超える場合に減算となる。

◆ **ただし、定員**（多機能型事業所においては、複数のサービスの利用定員の合計）**11人以下**の場合は、**過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える**場合に**減算を行うものとする。**

○多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

■ **多機能型事業所等**における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、**当該多機能型事業所等が行う複数のサービス又は昼間実施サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出**するものとする。

（例） 利用定員40人の多機能型事業所（生活介護の利用定員20人、自立訓練（生活訓練）の利用定員10人、就労継続支援B型の利用定員10人）の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算

・生活介護 → $20人 \times 150\% = 30人$ （10人まで受入可能）

・自立訓練（生活訓練） → $10人 \times 150\% = 15人$ （5人まで受入可能）

・就労継続支援B型 → $10人 \times 150\% = 15人$ （5人まで受入可能）

○療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援 における定員超過利用減算の具体的取扱い①

■ 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 利用定員**50人以下**の指定障害福祉サービス事業所等の場合

1日の利用者の数が、**利用定員に100分の110を乗じて得た数を超える**場合に、当該1日について**利用者全員につき減算を行う**ものとする。

イ 利用定員**51人以上**の指定障害福祉サービス事業所等の場合

1日の利用者の数が、**利用定員から50を差し引いた数に100分の105を乗じて得た数に、55を加えて得た数を超える**場合に、**当該1日について利用者全員につき減算を行う**ものとする。

■ 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

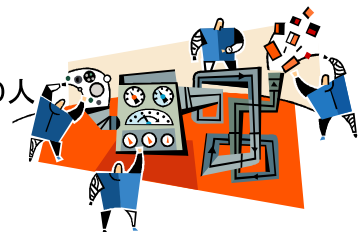
直近の**過去3月間の利用者の延べ数**が、**利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の105を乗じて得た数を超える**場合に、**当該1月間について利用者全員につき減算を行う**ものとする。

例：利用定員50人の施設の場合

$$(50人 \times 31日) + (50人 \times 30日) + (50人 \times 31日) = 4,600人$$

$$4,600人 \times 105\% = 4,830人 (\text{受入れ可能延べ利用者数})$$

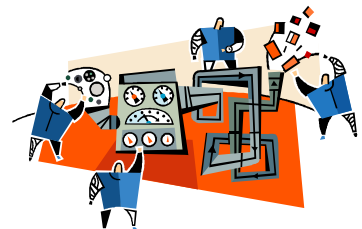
※3月間の総延べ利用者数が4,830人を超える場合に減算



○療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援 における定員超過利用減算の具体的取扱い②

■ 短期入所において定員超過特例加算を算定する場合の定員超過利用減算及び大規模減算の取扱い

短期入所において**定員超過特例加算を算定している期間**については、**定員超過利用減算及び大規模減算は適用しない**。



○利用者数の算定に当たっての留意事項

- 利用者の数の算定に当たっては、次の(1)から(4)までに該当する利用者を除くことができるものとする。

また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の規定により市町村が行った措置に係る利用者を受け入れる場合
- (2) 「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」(平成18年4月3日付け障障発第0403004号)により定員の枠外として取り扱われる入所者
- (3) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者
- (4) 一時的にアセスメントを受ける場合の就労移行支援の利用者

※知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害福祉サービス事業所等に対しては、その解消を行うよう指導することになる。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定取消処分等を検討するものとする。

※なお、指定障害福祉サービス事業所等は、減算の対象とはならない定員超過利用を行う場合であっても、利用者処遇等について十分配慮すること。

○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について①

- 対象となる障害福祉サービス
療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

- 算定される単位数

- 1 生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員及び世話人の欠如について

(1) 減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。

(2) 減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。

- 2 1以外の人員欠如について

(1) 減算が適用される月から5月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。

(2) 減算が適用される月から連続して5月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。

- ※ 1及び2の当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。

- 人員欠如減算の具体的取扱い

- 1 従業者(生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員、世話人)の員数

- (1) 1割を超えて減少した場合

……その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の利用者の全員。以下、2、3、4も同様)について減算される。

○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について②

(2) 1割の範囲内で減少した場合

……その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所における、従業者(夜間及び深夜の時間帯に勤務を行う世話人又は生活支援員)の員数

……ある月(暦月)において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される。

- (1) 基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合
- (2) 基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合

3 1及び2以外の人員欠如

……その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。

4 従業者の員数以外

(1) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合

……その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。

(2) 多機能型事業所等で、サービス管理責任者の員数等を満たしていない場合

(複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者の数の合計数に基づく)

……当該複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者全員について減算される。

○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について③

■ 人員基準については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。

■ 共生型障害福祉サービスについては、人員欠如による減算は行わない。

■ 届け出ていた従業者の人員配置を満たせなくなった場合には、指定障害福祉サービス事業所等は該当することとなった人員配置を速やかに知事に届け出なければならない。

■ 知事は、著しい人員欠如が継続する場合には、従業者の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導する。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定取消処分等を検討するものとする。

人員欠如は県への届出が必要！
(夜勤職員欠如も同様)



○夜勤職員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

- 対象となる障害福祉サービス
施設入所支援
- 算定される単位数
所定単位数の**100分の95**とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意すること。
- 夜勤職員欠如減算の具体的取扱い
夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準の規定に満たない場合の減算については、**ある月(暦月)において次のいずれかの事態が発生**した場合であって、**その翌月**において**利用者の全員**(複数のサービス提供単位が設置されているときは、当該サービス提供単位の利用者の全員)について、所定単位数が減算されることとする。
 - ①夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。)において**夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生**した場合
 - ②夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が**4日以上発生**した場合
- 知事は、夜勤を行う生活支援員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う生活支援員の確保を**指導**し、当該**指導に従わない場合には、指定取消処分等を検討**するものとする。

○個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

- 対象となる障害福祉サービス
療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助
- 算定される単位数
 - 1 減算が適用される月から**3月未満の月**については、所定単位数の**100分の70**とする。
 - 2 減算が適用される月から**連続して3月以上の月**については、所定単位数の**100分の50**とする。※ 1及び2当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。
- **個別支援計画未作成減算**については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき、個別支援計画の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費等を減額することとしているところであるが、これは個別支援計画に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、指定障害福祉サービス事業者等は、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の個別支援計画に係る規定を遵守しなければならないものとする。
- 個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い
具体的には、**次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで**、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。
 - ① **サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。**
 - ② **指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。**
- 知事は、当該規定を遵守するよう、**指導**する。**当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定取消処分等を検討**するものとする。

○平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について①

■ 対象となる障害福祉サービス

自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、自立生活援助

■ 算定される単位数

所定単位数の**100分の95**とする。なお、当該所定単位数は、**各種加算がなされる前の単位数**とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意する。

標準利用期間超過減算については、**指定障害福祉サービス事業所等ごとの利用者の平均利用期間が標準利用期間に6月を加えた期間を超える**場合に、報酬告示の規定に基づき、訓練等給付を減額することとしているところであるが、これはサービスが効果的かつ効率的に行われるよう、標準利用期間を設定したことについて実効性をもたせるものである。このため、平均利用期間が標準利用期間を超過することのみをもって、直ちに指定取消処分等の対象となるものではないが、知事は、こうした趣旨を踏まえ、適切な指導を行うことになる。

■ 標準利用期間超過減算の具体的取扱い

① 指定障害福祉サービス事業所等が提供する各サービスの利用者(サービスの利用開始から1年を超過していない者を除く。)ごとの**利用期間の平均値が標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている1月間**について、指定障害福祉サービス事業所等における当該サービスの**利用者全員**につき、減算するものとする。

なお、「標準利用期間に6月間を加えて得た期間」とは具体的に次のとおりであること。

ア **自立訓練(機能訓練) 24月間** イ **自立訓練(生活訓練) 30月間**

○平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について②

ウ **就労移行支援 30月間**(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第6条の8**ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、42月間又は66月間**とする。)

エ **自立生活援助 18月間**

② 利用者ごとの利用期間については、次のとおり算定するものとする。

ア 当該利用者の**サービス利用開始日から各月の末日までの間の月数を算出**するものとする。この場合において、サービス利用開始日が月の初日の場合にあってはサービス利用開始日の属する月を含み、月の2日目以降の場合にあっては当該月を含まず、翌月以降から起算するものとする。

イ 規則第6条の6第1号括弧書きの規定により、標準利用期間が36月間とされる自立訓練(機能訓練)の利用者については、アにより算定した期間を1.75で除して得た期間とする。

ウ 規則第6条の6第2号括弧書きの規定により、標準利用期間が36月間とされる自立訓練(生活訓練)の利用者については、アにより算定した期間を1.4で除して得た期間とする。

○身体拘束等にかかる記録が未作成の場合の所定単位数の算定について

- 対象となる障害福祉サービス
療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助
- 算定される単位数
1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 当該減算については、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる**記録が行われていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算**することとなる。具体的には、記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を知事に報告することとし、**事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間**について、入所者全員について所定単位数から減算することとする。なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。
- 知事は、当該記録の未作成が継続する場合には、記録の作成を行うよう**指導**する。当該**指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定取消処分等を検討**するものとする。

○複数の減算事由に該当する場合の取扱いについて

- **複数の減算事由に該当する場合**の報酬の算定については、原則として、**それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合**については、**減算となる単位数が大きい方についてのみ減算**する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。なお、減算を適用するに当たっては、その事業所の運営実態を踏まえて判断されたい。
(例1) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の50に該当する場合
→ 所定単位数の100分の50の報酬を算定
(例2) 定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の70に該当する場合
→ 所定単位数の100分の70の報酬を算定

なお、知事は、複数の減算事由に該当する場合には、**重点的な指導**を行うとともに、当該**指導に従わない場合には、指定取消処分等を検討**するものとする。

○多機能型事業所等における一部加算の取扱い①

- 多機能型事業所又は複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるが、以下の加算については、**サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定することとなるので、留意すること。**

○ サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬を算定する加算

- ◆ 人員配置体制加算(生活介護)
- ◆ 常勤看護職員等配置加算(生活介護)
- ◆ 就労移行支援体制加算(生活介護・自立訓練・就労継続支援A型・B型)
- ◆ 夜勤職員配置体制加算(施設入所支援)
- ◆ 重度者支援体制加算(就労継続支援A型・B型)
- ◆ 賃金向上達成指導員配置加算(就労継続支援A型)
- ◆ 目標工賃達成指導員配置加算(就労継続支援B型)

国保連への請求においては、請求コード誤り等の注意が必要！

○多機能型事業所等における一部加算の取扱い②

※**本体報酬**については、多機能型や複数の単位で事業を実施している場合、**全ての事業単位の定員を合算した定員により算定。**

(例) 就労継続支援B型(定員20名)と生活介護(定員10名)の多機能型事業所において、就労継続支援B型で目標工賃達成指導員配置加算を請求する場合

○ 本体報酬

定員 $20+10=30$ 人で、**定員区分21人以上40人以下**の区分を適用。

○ 目標工賃達成指導員配置加算

B型定員20人で算定するため、**当該加算については20人以下の区分**を適用。

○関係告示、通知

■ 報酬告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

■ 留意事項通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

適正な報酬算定及び請求に努めていただくようお願いします。

Ⅱ 実地指導における主な指導事項等

1 はじめに

実地指導が行われない年度においても、自主的な事業運営のチェックを年1回程度、定期的の実施してください。

(参考資料)

「実地指導における主眼事項及び着眼点」

○県指導監査室ホームページ掲載場所

「障害福祉サービス事業者のページ」→ 「3 障害福祉サービス等事業所指導関係」
→ 「実地指導における主眼事項及び着眼点（障害福祉サービス事業等）」

URL: <https://www.pref.okayama.jp/page/571629.html>

- ◇ 実地指導において文書指導をしたものの中には、報酬算定の誤りを指摘し、給付費の自主返還（過誤調整）を指導した例も複数件あります。
- ◇ 文書指導以外にも、何らかの運用誤りや記録の不備等に関する指摘・注意を行う事例も散見されます。
- ◇ 指摘内容については、文書指導の有無に関わらず、必ず改善を行っていただき、時間の経過とともに元に戻らないよう注意してください。
- ◇ 指定基準や報酬の要件等については常にチェックを行い、特に制度改定・報酬改定時には誤った運用を行うことがないように、管理者のみならず、従業員一人一人が意識して事業運営を行ってください。

2 主な指導事項

- これまでの実地指導等において、指摘が多かった主な事項をまとめたものです。
- 文書指導までは行っていないもの、また、指摘事例は少なくとも、極めて注意が必要と思われるものも掲載しています。
- 実地指導等において同様の指摘を受けることがないように、各指摘事項に該当する内容があれば、速やかに改善を図ってください。

(1) 一般原則に関すること

① 人権の擁護等

【主な指摘事項】

- × 人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な措置を講じていない。
 - ・虐待防止責任者を設置していない。
 - ・従業員に対し、虐待防止に関する研修を実施していない。
→ (2) ③を参照してください。
 - ・従業員に対し、他の従業員等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合に、速やかに、これを市町村に通報しなければならないことを周知していなかった。
- × 人権擁護、虐待防止のための体制を整備しているが、虐待案件が発生した。

- ☞ 虐待防止責任者を設置し、重要事項説明書等に明記してください。
- ☞ 従業員に対する虐待防止に関する研修体制を整備してください。
- ☞ 従業員に通報義務及び通報先を周知してください。
- ☞ 虐待案件が発生しているか否かにかかわらず、体制が有効に機能しているか検証するとともに、各従業員の意識の定着を図ってください。

(2) 人員基準に関すること

② 従業員の員数

【主な指摘事項】

- × 雇用する従業員と雇用契約書又は労働条件通知書を取り交わしておらず、どの事業所に属する職員か、常勤か非常勤か、どの職種の職員かが明確でない。
- × 人員配置の基礎となる前年度の開所日数及び延べ利用者数を算定していない。
- × 共同生活援助において、勤務形態の管理ができておらず、世話人と生活支援員の兼務者と夜勤者のシフトが混在し、それぞれの職種による月毎の常勤換算の人数が確認できなかった。
- × 生活介護において、医師と嘱託医契約を結んでおらず、医師を配置できていなかった。

- ☞ 雇用契約書及び辞令等により、労働条件及び職種等を明確にしておいてください。
- ☞ 毎年度初めに前年度の開所日数及び延べ利用者数を算定しておいてください。
- ☞ 勤務職種ごとに勤務形態を管理し、人員基準を満たしているか毎月確認してください。人員基準を満たさない場合には、サービス提供職員欠如減算の適用が生じる可能性もあることに留意してください。
- ☞ 医師と嘱託医契約を結び、医師を配置すること。または、看護師等による健康状態の把握や健康相談を実施し、必要に応じて医療機関への通院等により対応できるようにすること。また、その内容を記録しておくこと。
- ☞ 嘱託医についても、出勤簿を整備し、勤務実績を記録してください。

(3) 運営基準に関すること

③ 契約支給量の報告等

【主な指摘事項】

- × 利用契約の際、受給者証記載事項その他必要な事項を支給決定市町村に対する報告が遅れていた。

☞ 利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項等の必要な事項を支給決定市町村に遅滞なく報告してください。

④ 内容及び手続きの説明及び同意

【主な指摘事項】

- × サービスの提供に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を期した文書又は電磁的記録を交付して説明をする必要があるが、運営規程の職員の職種が誤っており、また、重要事項説明書においては、主な職員の配置状況、苦情の受付等について不備が見受けられた。
- × 重要事項説明書に第三者評価の実施状況についての記載がない。

- ☞ サービスの提供に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、実態と整合がとれた内容の文書を交付し説明を行ってください。
- ☞ 利用申込者への説明に使用する文書（例えば、重要事項説明書）には、第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、評価期間名称、評価結果の開示状況）を記載してください。
- ☞ なお、令和3年7月からは、文書に加えて電磁的記録（磁気ディスク等）による方法も可能になりました。

⑤ サービスの提供の記録

【主な指摘事項】

- × サービス提供の記録に際して、利用者からサービス提供の確認を受けていない。

☞ サービスを提供した際は、提供日、サービスの具体的内容、利用者負担額等利用者に伝達すべき事項について、利用者の確認を受けてください。

⑥ 給付費の額に係る通知等

■療養介護・生活介護・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 法定代理受領により給付費の支給を受けたが、利用者にもその額を通知していない。

☞ 法定代理受領により市町村から給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し給付費の額を通知してください。

⑦ 個別支援計画の作成等－1

■療養介護・生活介護・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 個別支援計画の原案が作成されていない。
- × 個別支援計画の作成の際に、担当者会議を開催していない。
- × 個別支援計画作成に係る会議の開催日が利用者の計画同意日以降となっている。
- × アセスメント・モニタリングを支援員が行っている。
- × モニタリング（アセスメントを含む。）の記録がない又は不十分である。
- × サービス提供開始後に個別支援計画を作成している。

- ☞ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定サービスの目標及びその達成時期、指定サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成してください。
- ☞ 個別支援計画の作成においては、サービス提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、その原案について意見を求めてください。
- ☞ アセスメント及びモニタリングは、サービス管理責任者が実施してください。
- ☞ 個別支援計画は、サービス提供開始前に、利用者等の同意を得、当該利用者等に計画書を交付してください。

⑧ 個別支援計画の作成等－2

■療養介護・生活介護・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 個別支援計画の見直しが、3月に1回以上行われていない。（自立訓練・自立生活援助）
- × 個別支援計画の見直しが、6月に1回以上行われていない。（上記以外）
- × 個別支援計画と実際に提供しているサービス内容が異なっている。

- ☞ 個別支援計画作成後、少なくとも6月（又は3月）に1回以上モニタリングによる計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更してください。
- ☞ サービス提供は、個別支援計画に従って行ってください。サービス内容を変更する必要がある場合は、個別支援計画を変更し、利用者の同意を得た上で行ってください。

⑨ 情報の提供等

【主な指摘事項】

- × 事業者のホームページやパンフレットに記載されているサービス提供時間が、運営規程や重要事項説明書に記載されている時間と異なっていることが確認された。

- ☞ 事業者は、当該通所支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならないことに留意し、ホームページやパンフレットの記載事項が実態と整合が図れているか定期的に確認してください。

⑩ 秘密保持等

【主な指摘事項】

- × 従業員に対し、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者の個人情報を、在職中並びに退職後も漏らさないよう、就業規則に規定されていない。
- × 従業者について、秘密保持の誓約書の徴取がされていない。
- × 利用者の個人情報を入れている保管庫に鍵がついていない。
- × 利用者から同意を得ないまま、相談支援事業者と利用者の情報をやり取りしていた。

- ☞ 従業員に対し、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者の個人情報を、在職中並びに退職後も漏らすことがないよう、従業者との雇用時等に取り決めを行うなど、必要な措置を講じてください。
- ☞ 利用者の個人情報は鍵の掛かるロッカー等に保管してください。
- ☞ 他の事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意(包括的な同意で可)を得てください。
- ☞ なお、令和3年7月からは、文書に加えて電磁的記録(磁気ディスク等)による方法も可能になりました。

⑪ 管理者の責務

【主な指摘事項】

- × 管理者が、業務等を把握できておらず、従業者任せになっている。

- ☞ 管理者は、従業者及び業務等の管理を一元的に行ってください。また、指定障害福祉サービス基準を順守させるため、必要な指揮命令を行ってください。

⑫ 運営規程－1

【主な指摘事項】

- × 運営規程が実態と異なっている。

- ☞ 運営規程と運営の実態は合致させるようにしてください。

⑬ 運営規程－2

■療養介護・施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 運営規程に身体的拘束等を行う際の手続きについて規定されていない。

- ☞ 運営規程に、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の身体的拘束等を行う際の手続きについて規定してください。

⑭ 勤務体制の確保等

【主な指摘事項】

- × 兼務している従業者や、法人役員である従業者について、従業者職種ごとの勤務時間が記録されていない。
- × 施設外就労等、事業所外での勤務時間が記録されていない。
- × 従業者の資質向上のための研修計画・研修記録がない。
- × 外部の研修を受講しているが、職員間で情報共有がされていない。
- × 就業規則等に職場において行われるハラスメント対策について記載がなく、適切な対策がとられていなかった。

- ☞ 事業所ごとに、従業者職種ごとの勤務の体制を定め、その勤務の実績とともに記録を整備してください。
- ☞ 従業者の資質の向上のために研修計画を作成し、研修の機会を計画的に確保してください。
- ☞ また、外部の研修を受講した際は、復命書等を作成するとともに、他の従業者に対する説明会を開催するなど、従業者間での情報共有を図るようにしてください。
- ☞ 就業規則等において、ハラスメント対策について規定するなど、従業者の就業環境が害されることを防止するために、必要な措置を講じてください。

⑮ 夜間配置

■共同生活援助

【主な指摘事項】

- × 日中サービス支援型指定共同生活援助において、夜間配置職員が1人のみのうえ、勤務時間中に4時間半の仮眠時間が定められており、夜間及び深夜の時間帯を通じて配置されているとはいえない実態となっていた。

- ☞ 日中サービス支援型指定共同生活援助は、夜間及び深夜の時間帯においても、利用者の状態に応じた介護等の支援を行う体制を確保するため、当該夜間及び深夜の時間帯を通じて、共同生活住居ごとに夜勤を行う夜間支援従事者を1人以上配置すること。

⑯ 定員の遵守

【主な指摘事項】

- × やむを得ない理由の確認が不十分な状態で、利用定員を超えた受け入れが確認された。

- ☞ 給付費の減算の有無に関わらず、原則として定員は遵守すべきものであり、利用定員を超えた受け入れについては、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を受け入れる必要がある等やむを得ない事由が存在する場合に限り可能とされています。

⑰ 非常災害対策

【主な指摘事項】

- × 非常災害に関する具体的計画が未作成。(消防計画への記載が不十分なものも含む。)
- × 非常災害に備え、消火訓練・避難訓練を実施していない。
- × 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の整備が不十分。
- × 避難確保計画策定対象区域に所在している事業所において、当該計画が未策定。

- ☞ 利用者の安全を確保するため、火災や地震、風水害のほか、地域の特性等を考慮した自然災害に係る対策を含む「非常災害対策計画」の策定が必要です。
- ☞ 指定基準上、「事業者は非常災害に備えるため、定期的な避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。」とされています。
- ☞ 消防法及び事業所の消防計画に基づき、消火訓練及び避難訓練を定期的実施するとともに、消防機関への速やかな通報体制を職員に周知徹底するなど、非常災害対策に万全を期してください。
- ☞ 浸水想定区域又は土砂災害計画区域に所在している事業所は、水防法等の規定により避難確保計画の策定及び指定権者のチェックを経て市町村への提出が必要です。(共通編資料参照)

⑱ 業務継続計画の策定等

【主な指摘事項】

- × 感染症や非常災害の発生時に、サービスの提供を継続的に実施する又は非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)が策定されていない。

- ☞ 令和3年度から当該計画の策定が規定されました。令和6年3月31日までは努力義務ですが、感染症の蔓延や自然災害は、いつ起こるかわからないので、早期に策定をお願いします。(策定については、共通編資料を参照してください。)

⑲ 衛生管理等

【主な指摘事項】

- × 感染症の発生や、まん延を防止するため必要な措置が不十分である。
- × トイレ等に共用の手拭きタオルが設置されている。

- ☞ 令和3年度から感染症発生及びまん延防止のために事業者が講じなければならない措置が次のとおり規定されました。令和6年3月31日までは努力義務ですが、早期に対応を行ってください。
 - ・ 検討委員会の定期的な開催と従業員への結果の周知
 - ・ 指針の整備
 - ・ 研修及び訓練の定期的実施
- ☞ 共用の手拭きタオルは撤去し、ペーパータオルを設置する等、衛生管理の徹底を図ってください。

⑳ 事故発生時の対応

【主な指摘事項】

- × 事故等が発生した場合に、関係機関への連絡が速やかに行われていない。
- × 事故対応マニュアルを作成していない。

- ☞ サービス提供により事故等が発生した場合には、所定の方法により、速やかに県（県民局）、支給決定市町村に報告を行ってください。
- ☞ 新型コロナウイルス感染症については、まん延防止の観点から、従業者又は利用者が検査を受けた等、感染が疑われる者が発生した段階での報告をお願いします。
具体的には、R3. 11. 26 指導監査室長事務連絡「新型コロナウイルス感染が疑われる者又は感染した者が発生した場合の対応について」の別紙6パターンのうち「2通所・短期入所で感染の疑いがある者が発生した場合」によってください。
- ☞ あらゆる事故等（食中毒、感染症、交通事故、作業訓練中の事故、個人情報の流出など）を想定した対応マニュアルを定め、職員にも徹底してください。

㉑ 掲示

【主な指摘事項】

- × 事業所内に、重要事項説明書等の掲示がない。

- ☞ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は備え置いてください。

㉒ 身体拘束等の禁止

【主な指摘事項】

- × 身体拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない。
- × 身体拘束等を行う場合、やむを得ない理由、身体拘束を行った際の態様及び時間等を記録しなければならないが、その記録がなされていなかった。

- ☞ 身体拘束等は原則として行ってはならず、緊急やむを得ない場合に必要な手続きを行った上で例外的に行うことが容認されます。身体拘束等の取扱いを適正に行うために、事業者が行わなければならない措置が令和4年4月から義務化されています。
 - ・ 委員会の定期的開催と従業者への結果の周知
 - ・ 指針の整備
 - ・ 研修の定期的実施
- ☞ 緊急やむえない場合に身体拘束等を行った場合は、その記録を整備してください。

⑳ 虐待の防止

【主な指摘事項】

× 虐待の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない。

☞ 虐待は、利用者の尊厳を害するものであり、あってはなりません。令和4年4月から虐待の発生又は再発を防止するために事業者が講じなければならない措置が義務化されています。

- ・虐待防止委員会の定期的な開催
- ・従業員に対し、虐待防止のための研修の定期的な実施
- ・虐待防止担当者の配置

この措置が未対応の事業者は、最優先で措置を講じるよう改善してください。
(具体的な取組方法については、共通編資料別冊の事例集を参考にしてください。)

㉑ 業務管理体制の整備

【主な指摘事項】

× 業務管理体制の整備に関する事項の届出が提出されていない。

☞ 指定障害福祉サービス事業者等については、平成24年4月から、法令遵守責任者の選任等を内容とした業務管理体制整備の届出が義務付けられています。

☞ 届出制度ができる以前から事業を行っている事業者については、届出がされていないままとなっているケースも散見されます。届出が提出されているか、事業者において確認をお願いします。

※ 届出の提出先は県（県民局）ですが、事業所が他の都道府県にも所在する場合は厚生労働省となります。

㉒ 工賃の支払

■生活介護

【主な指摘事項】

× 生産活動に従事している利用者に、生産活動に係る収入から経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払なければならないところ、介護給付費の一部を工賃に充当していた。

☞ 介護給付費を利用者の工賃に充当することは不適切ですので、充当しないでください。また、充当しなければ工賃を支払えない場合は、工賃の見直しを行ってください。

(4) 報酬に係る算定基準に関すること

- ◇ 報酬の算定に当たり、加算や減算の要件については報酬告示（事業者ハンドブック等）をよく確認の上、後日返還という事態とならないよう、十分に注意をしてください。
- ◇ 要件を満たしていないことを知りながら、意図的に請求を行い受領した場合には、不正請求事案として、行政上の措置を検討する場合があります。

① 生活訓練サービス費（Ⅱ）

■自立訓練（生活訓練）

【主な指摘事項】

- × 訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する場合に必要な生活支援員が1人以上配置されていない。
- × 共同生活住居を訪問してサービス提供していた。

- ☞ 訪問による自立訓練を提供する生活支援員を1人以上配置してください。
- ☞ 訪問による自立訓練は居宅等を訪問して提供するが、この居宅には共同生活住居は含まれません。

② 共同生活援助サービス費

■共同生活援助

【主な指摘事項】

- × 利用者が月の途中で利用契約を終了し、退去した後のサービス提供を受けていない日及び連続外泊でサービス提供を受けていない日について、共同生活援助サービス費を算定していた。

- ☞ 請求の根拠となるサービス提供実績記録の内容を十分確認し、退去した後や外泊でサービス提供を受けていない場合は算定しないこと。

③ 夜間支援等体制加算

■共同生活援助

【主な指摘事項】

- × 夜間支援体制加算（Ⅲ）において、運営規程に緊急時の連絡方法は記載されているが、具体的な連絡先が記載されていない。
- × 夜間支援体制加算（Ⅳ）において、利用者に対して夜間に行った巡回等の支援の記録が残されていない。」

- ☞ 緊急時の連絡先や連絡方法について、運営規程に定めてください。
- ☞ 夜間支援従事者が行った定期的な居室の巡回等の記録を整備してください。

④ 重度障害者支援加算（Ⅱ）

■施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 個別の支援の評価として1日4時間程度追加配置する基礎研修修了者の勤務時間を、指定基準上配置すべき職員の常勤換算上の勤務時間等に含んでいる。

☞ 個別の支援の評価として追加配置すべき基礎研修修了者については、指定基準上配置すべき職員の常勤換算上の勤務時間等から除外してください。

⑤ 栄養マネジメント加算

■施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングが行われていない利用者が見受けられた。
- × 栄養スクリーニング及びモニタリングについて、実施した日の記入漏れがあった。
- × 全利用者、一律でモニタリング期間が3月ごととなっている。

☞ 入所者毎に、概ね3月を目途として、低栄養状態のリスクについて栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行ってください。

☞ 栄養スクリーニング及びモニタリングの記録を正確に行ってください。

☞ 低栄養状態のリスクの高い者及び栄養補給方法の変更の必要性がある者については、概ね2週間ごとにモニタリングを行ってください。

⑥ 療養食加算

■施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 療養食の献立表が作成されていない期間があった。

☞ 療養食の献立表を作成してください

⑦ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）（Ⅱ）

■療養介護・生活介護・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助

【主な指摘事項】

- × 届け出ている福祉専門職員の配置状況が実態と異なっている。

☞ 社会福祉士等の有資格者に係る福祉専門職員の配置状況に異動が生じた場合は、要件確認を要することから届出（軽微変更）を行ってください。

⑧ 常勤看護職員等配置加算

■生活介護・短期入所

【主な指摘事項】

- × 看護職員の配置状況が届出と異なっている。

☞ 看護職員の配置状況に変動が生じたときは、資格の有無の確認が必要なことから、所定の様式により届出を行ってください。

⑨ 初期加算

■通所系サービス

【主な指摘事項】

- × 暦日で30日間を越えた日にも算定している。

☞ 初期加算は、利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定できますが、この「30日間」とは、暦日で30日間をいうものであり、30日間のうち、利用者が実際に利用した日数について算定してください。

⑩ 訪問支援特別加算

■通所系サービス

【主な指摘事項】

- × 訪問支援特別加算について、あらかじめ個別支援計画に位置付けられていない。
- × 訪問支援を行った日、その内容等の記録がされていない。

☞ 訪問支援特別加算について、あらかじめ個別支援計画に位置付けるとともに、訪問支援を行った日、その内容等の記録してください。

⑪ リハビリテーション加算

■生活介護

【主な指摘事項】

- × リハビリテーション実施計画の作成に関わる者が届出と異なっている。
- × 医師の指示を受けていない理学療法士が支援を行っている。
- × リハビリテーション実施計画案が作成されておらず、またリハビリテーション実施計画案について、利用者又はその家族からの同意を受けたことが見受けられなかった。

☞ リハビリテーション実施計画の作成に関わる者に変動が生じた場合は、所定の様式により、速やかに届け出てください。

☞ 医師の指示を受けた理学療法士等が支援を行ってください。

☞ リハビリテーション実施計画案を作成し、利用者又はその家族に説明のうえ同意を得てください。

⑫ 欠席時対応加算

■通所系サービス

【主な指摘事項】

- × あらかじめ利用を予定していない日についての相談援助として算定している。
- × 利用者の状況、相談援助の内容等の記録がない。
- × 急病等によりその理由を中止した場合において、記録様式を整備していたが、次回の利用の促進、相談援助の実施等の実施の有無のみのチェックとなっており、相談援助の内容の記載がされておらず、記録が不十分。

- ☞ あらかじめ利用を予定していた日に、急病等により利用を中止した場合において、その利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があったときに対象となります。
- ☞ 利用者が急病等によりその理由を中止した場合において、従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行う場合とは、当該利用者の状況を確認し、引き続きサービスの利用を促すなどの相談援助を行うとともに、その内容を記録することが必要です。

⑬ 食事提供体制加算

■通所系サービス

【主な指摘事項】

- × 個別支援計画に食事の提供が位置付けられていない。
- × サービス提供実績記録票やケース記録等で食事の提供の記録が確認できない。
- × 利用者の直接支援に関わる従業者が調理に従事していたが、調理に従事する時間と、指定基準上及び報酬算定上配置すべき従業者の常勤換算上の勤務時間とが明確に区分されていない。
- × 指定権者へ届出をしている食事提供体制がなくなり、当該加算を算定しない状況が生じていたが、その届出がされていない。

- ☞ 個別支援計画に食事の提供を位置付けてください。
- ☞ サービス提供実績記録票やケース記録等に食事の提供を記録してください。
- ☞ 利用者の直接支援に関わる従業者が調理に従事する場合、当該調理に従事する時間については、加算分として評価されるべきものであり、指定基準上及び報酬算定上配置すべき従業者の常勤換算上の勤務時間とは明確に区分してください。
- ☞ 加算が算定されなくなる状況になった時は、速やかに加算の算定終了を届け出てください。

⑭ 送迎加算

■通所系サービス

【主な指摘事項】

- × 算定要件の利用者数に、共生型生活介護だけでなく、通所介護の利用者を含め算出している。
- × 通所系サービス提供後に同事業所の日中一時事業を利用した利用者について、送りの送迎を通所系サービスの送迎加算の要件の人数に含めている。
- × 送迎加算（I）において、「1回の送迎につき平均10人以上の利用」という要件を満たしていない月について、算定していた。

- ☞ 共生型生活介護を行う指定通所介護事業所において、送迎加算を算定する場合、算定要件の利用者数には、通所介護の利用者は含まず、共生型生活介護の利用者のみで算出してください。
- ☞ 通所系サービス提供後に同事業所の日中一時事業を利用した場合、送りの送迎は日中一時事業での送迎となり、通所系サービスの送迎加算の要件の人数には含まれません。
- ☞ 算定要件を満たしているか月ごとに確認した上で算定してください。
- ☞ 送迎を行った日ごとの送迎利用者の内訳など、送迎に関する記録を整備してください。

⑮ 福祉・介護職員処遇改善加算（特定を含む）

■療養介護・生活介護・短期入所・自立訓練・自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

【主な指摘事項】

- × 書面により従業者へ周知を行うと計画されていたが、その書面がなく、周知されているかどうか確認できない。

- ☞ 福祉・介護職員（特別・特定）処遇改善加算の算定に当たっては、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施方法その他の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知してください。また、その周知資料等を保存してください。

⑯ 帰宅時支援加算

■共同生活援助

【主な指摘事項】

- × 家族等との連絡調整等の支援を行った記録が残されていないにもかかわらず算定されていた事例が確認された。

- ☞ 帰宅時支援加算を算定するときは、個別支援計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合であって、帰省している間の利用者の生活状況等を十分把握し、その内容を記録してください。

Ⅲ 障害者の意思決定支援について

○指定障害福祉サービス事業者等の責務①

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、

・ 障害者の人格を尊重し、障害者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

事例

グループホームにおいて、
利用者が結婚や同居を望んだ際に、事業者が不妊
処置を提案した。



支援が必要な利用者にとって、事実上、選択肢がない
こともあり得る。



利用者本人の意思に反し、強制的に行われたかが問
題となっている。

○指定障害福祉サービス事業者等の責務②

障害者がどのような暮らしを送るかは、本人が
決めることが前提であり、事業者は、その意思
決定を丁寧に支えなければなりません。



「障害福祉サービス等の提供に係る意思
決定支援ガイドライン」
の内容をもう一度確認してください。

○意思決定支援ガイドラインの趣旨

意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取まとめたもの



事業者は、ガイドラインの内容を踏まえ、意思決定支援に関して、創意工夫と質の向上に努めなければなりません。

○結婚、出産、子育ても本人が決めることです。

障害があることを理由に子どもを産み育てられないものとして支援することはあってはなりません。



本人の希望の実現に向けて、相談支援事業者等ほかの障害福祉サービス事業者、市町村や児童相談所等の相談窓口に障害者本人がつながり、必要な支援が確実に受けられるようにするなど、**適切な支援に努めてください。**

令和4年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導 参考資料

- 1 グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・推進について
(令和4年度厚生労働関係部局長会議 資料(抜粋))

- 2 障害福祉サービス等の整備及び適切な運用等について
(厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議(R4.3.16開催)資料(抜粋))

- 3 障害者虐待の未然防止・早期発見等について
(厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議(R4.3.16開催)資料(抜粋))

- 4 障害者サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン
(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(H29.3.31付け、障発0331第15号))

1-① グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進

現状・課題

- グループホームでは、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援が行われている。
- 近年、グループホームの利用者は増加しており、その中には、グループホームでの生活の継続を希望する者がいる一方で、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らし等ができる者がいる。

見直し内容

- グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を提供することが求められていることを踏まえ、**グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する。**

※ ただし、グループホームにおける継続的な支援を希望する者については、これまでどおり、グループホームを利用することができる。

見直しのイメージ



現行の支援内容

- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

一人暮らし等を希望する場合

居宅における自立した日常生活への移行を**希望する入居者**に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援を実施。

+

支援(例)

GH入居中：一人暮らし等に向けた調理や掃除等の家事支援、買い物等の同行、金銭や服薬の管理支援、住宅確保支援

GH退居後：当該グループホームの事業者が相談等の支援を一定期間継続

事業所数合計 11,526 利用者数合計 158,167人

事業所数・利用者数については、国保連令和4年4月サービス提供実績

6 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(1) 共生型サービスの普及促進

共生型サービスは、平成30年度に

- ・ 介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくする
- ・ 障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくすることを目的とした「指定手続きの特例」として設けられた。

この特例を活用し、同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供することで、

- ・ 障害者が65歳以上になっても、同一事業所を継続利用できるようになる
- ・ 高齢者・障害児者とも、利用できる事業所の選択肢が増える
- ・ 「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる
- ・ 地域共生社会を推進するためのきっかけとなる
- ・ 人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる

といった、地域で発生している課題の解決や掲げているサービス供給量の目標の達成の一助となることが期待されている。

その一方で、制度開始から4年が経過しようとしている現在においても、共生型障害福祉サービスを実施している事業所は903箇所、共生型介護保険サービスを実施している事業所は148箇所（いずれも令和3年11月審査分（同年10月サービス提供分）と少ない状況にある。【関連資料1】

共生型サービスの実施や普及に当たっては、令和元年度老人保健健康増進等事業「共生型サービスの実態把握及び普及啓発に関する調査研究事業」及び障害者総合福祉推進事業「共生型サービスに関する実態調査」での調査により、

- ・ 障害福祉サービス事業所等での共生型サービスの認知度が低い
- ・ 指定申請に当たり必要な手続きがわかりにくい
- ・ 介護報酬・障害福祉報酬や人員配置・運営基準等を網羅的に把握することが難しい
- ・ 共生型サービスの利用ニーズが把握できていない、整備方針が定められていない

といった課題等があることが明らかとなっている。そこで、これらの課題等の解決に向けた取組を支援するため、以下①から③を実施した。

① 共生型サービスに係るポイント集の作成

令和2年度老人保健健康増進等事業「共生型サービスの実態把握及び普及啓発に関する調査研究事業」では、共生型サービスの概要や創設の経緯、共生型サービスを実施することにより解決できる地域課題、共生型サービスの開始や運営に関するポイント、自治体による共生型サービス普及のた

めの支援方法、現在共生型サービスに取り組んでいる事業所の事例報告、共生型サービス関係規定等をまとめたポイント集（「共生型サービス★はじめの一步★～立ち上げと運営のポイント」）が作成されたので、各自治体におかれてはこれを活用し、積極的な普及啓発や共生型サービスの実施を検討している事業所への支援をお願いしたい。【関連資料2】

② 都道府県・指定都市に対する共生型サービスに係る実態調査の実施

令和3年度は、今後の共生型サービスに係る普及策の検討を行うに当たっての基礎資料を得るため、都道府県・指定都市の共生型介護保険サービス・共生型障害福祉サービスの担当部署に対し、現時点での普及に対する考え方や普及に当たって実施してきたこと・今後実施したいこと等に関する実態調査を行っており、令和4年3月を目処に結果をとりまとめる予定としている。調査に御協力いただいた自治体には感謝申し上げるとともに、調査対象・対象外を問わず各自治体におかれては、調査結果について適宜参考にされたい。

③ 共生型サービスに係るホームページの開設

上記のポイント集やこれまで実施してきた調査結果、共生型サービスの概要、各都道府県・指定都市・中核市における共生型介護保険サービス・共生型障害福祉サービス担当課一覧、その他共生型サービスの普及等に当たり必要な情報等は、厚生労働省ホームページ（以下URL）に掲載しているので、積極的に活用されたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398_00016.html

このほか、共生型サービスの普及を促進するため、令和4年度より地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）において「共生型サービスの普及促進に関する事業」を設けることとなっている。同事業は、都道府県等が共生型サービスの普及に必要な施策を実施する場合、その経費に対して助成を行うものであり、例えば以下のような取組の実施が想定されている。各都道府県におかれては、介護保険部局と連携しながら地域における共生型サービスの普及に当たっての課題を踏まえつつ、取組を進めていただきたい。【関連資料3】

<実施が想定される取組（例）>

- ・ 共生型サービスの普及にあたっての課題把握・普及計画の立案
- ・ 介護保険サービス事業所等に対する共生型サービスに関する相談会・研修会等の開催
- ・ 共生型サービス事業所等への見学会の開催
- ・ 介護保険サービス事業所・障害福祉サービス事業所、介護支援専門員・相談支援専門員との意見交換会の開催

(2) 障害福祉サービス等支援体制整備事業（処遇改善加算の取得促進）について

障害福祉サービス等支援体制整備事業については、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の一層の取得促進を図る観点から、都道府県等が実施する障害福祉サービス等事業所への助言・指導等の取組を支援し、加算の新規取得やより上位区分の加算の取得を促進することを目的として実施しているところであるが、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算については、1年間の経過措置期間が終了し、令和3年度末をもって廃止することとなる。

また、令和4年2月から令和3年度補正予算の「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」により更なる処遇改善を進めている。さらに、令和4年10月以降についても、臨時の報酬改定を行い、同様の措置を継続することを予定しているところである。

このため、令和4年度の本事業の実施にあたっては、こうした状況も踏まえ、加算の新規取得や、より上位区分の加算の取得促進に向けた助言・指導等の取組を積極的に行っていただくようお願いする。【関連資料4】

(3) 障害福祉サービス等の情報公表制度について

令和3年度より情報公表システムの基本的な情報と連携する「災害時情報共有システム」の運用が開始されたところであり、当該システムを有効に活用するためにも、情報公表システムに未登録や未公表の事業所がある場合は、速やかに入力を進捗し、審査・公表していただくようお願いする。

また、公表情報については、年度ごとの情報更新をお願いしているところであるが、現時点において、過去に登録された情報が更新されていない事業所や、公表に向けた作業が滞っている事業所情報があるため、都道府県等においては、より一層管内事業者に対して、情報公表制度の趣旨を周知し、報告を促すとともに、報告された情報を速やかに審査し、公表していただくようお願いする。

【関連資料5】

(4) 障害福祉の仕事の魅力発信について

厚生労働省では、障害福祉の仕事の魅力を発信するため、令和2年度はデジタルパンフレット及び動画を作成し、令和3年度はWebサイトの制作及びインターネットやSNSを活用した広報を実施したところであり、各都道府県等においても適宜ご活用いただき積極的な広報をお願いしたい。

また、各都道府県においては、地域生活支援事業による就職フェアや体験イベント等の開催により、障害福祉の仕事の魅力を発信するとともに、人材確保に積極的に取り組んでいただきたい。【関連資料6】

(5) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金については、令和元年度以前（H27～R1）の交付額について、令和2年度において再確定を行っている。（311件、返還額176百万円・追加交付額73百万円）

これは、会計検査院による指摘や市区町村における自主監査等によって国庫負担金が過大、または過小に交付されていることが判明したものであり、その要因は、事業所の不正請求や負担金の算定について事業所や自治体での事務処理誤り等である。

各都道府県におかれては、限りある予算であることをご理解いただき、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市区町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認に二重のチェックを行うなど、市区町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

なお、障害児入所給付費等国庫負担金においても同様に市区町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

【会計検査院による主な指摘事項】

- ・ 市区町村において、補装具費の基準額算定に当たり、誤って、適正な金額とは異なる根拠が不明な金額を用いて算定していたため、国庫負担金が過大に交付されていた。
- ・ 市区町村において、障害児入所給付費等の算定に当たり、誤って、交付要綱に定める負担金対象外の地方単独事業に係る費用を計上していたため、国庫負担金が過大に交付されていた。
- ・ 事業所において、就労継続支援A型に係る訓練等給付費の算定に当たり、所定の要件を満たしたサービス管理責任者を配置していないにも関わらず、サービス管理責任者欠如減算及び就労継続支援A型計画未作成減算を適用せずに算定していた。
- ・ 事業所において、児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費の算定に当たり、所定の要件を満たした児童発達支援管理責任者を配置していないにも関わらず、児童発達支援管理責任者選任加算を算定していた。また、上記の理由から本来算定しなければならない、児童発達支援管理責任者欠如減算を算定していなかった。

(6) 障害福祉関係施設の防災・減災対策等について

① 障害福祉関係施設の耐震化について

障害福祉関係施設の耐震化状況については、令和3年10月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果（厚生労働省HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu1/index.html 参照）では、平成31

年3月時点の耐震化率は85.1%（4.5万棟／5.2万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

障害福祉関係施設については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、緊急対策において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記するなど、厚生労働省としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。各都道府県等におかれては、未耐震施設の把握（対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化に向けた課題など）に努めていただくとともに、当該施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度（※）の情報提供・助言を行うなど、計画的に耐震化整備を進めていただきたい。

※ 耐震化整備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、社会福祉施設等の耐震化整備については、融資条件の優遇措置を実施している。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

② 障害福祉関係施設の非常用自家発電設備整備・給水設備等の整備について

障害福祉関係施設については、日常生活上の支援が必要な方が多数利用していることから、災害時においてもその機能を維持できるよう必要な対策を講じることが重要であるため、非常用自家発電設備・給水設備の整備を推進することとしている。

なお、これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、安全面にご留意いただきたい。

また、グループホームの改修整備にあたっては、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修も可能となっている。

各都道府県等におかれては、障害福祉関係施設に対し、災害による停電・断水に備えた対策の点検を促すとともに、非常用自家発電設備・給水設備を整備する場合等の社会福祉施設等施設整備費補助金の活用について周知をお願いする。

あわせて、非常用自家発電設備については、防災基本計画（令和2年5月中央防災会議）において、「病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能とな

る非常用電源を確保するよう努めるものとする。」とされたので、災害による停電時に非常用自家発電設備を問題なく使用できるようにするため、設備の定期的な点検や使用訓練等を行っていただくよう周知をお願いする。

※ 非常用自家発電設備整備及び給水設備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、非常用自家発電設備整備及び給水設備については、融資条件の優遇措置を実施している。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%（施設本体を含む）

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

③ 障害福祉関係施設の土砂災害対策等の徹底について

障害福祉関係施設の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日付 27 文施企第 19 号、科発 0820 第 1 号、国水砂第 44 号、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知。以下「土砂災害対策連携通知」という。）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成 29 年 6 月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の規定も踏まえ、砂防部局や管内市区町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する障害福祉関係施設を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」（国土交通省HP<https://www.mlit.go.jp/common/001189351.pdf> 参照）や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（国土交通省HP<https://www.mlit.go.jp/common/001189351.pdf> 参照）を参考に、当該施設に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 29 年 11 月 24 日付子発 1124 第 1 号、社援保発 1124 第 1 号、障企発 1124 第 1 号、老推発 1124 第 1 号、

老高発 1124 第 1 号、老振発 1124 第 1 号、老老発 1124 第 1 号、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長、社会・援護局保護課長、障害保健福祉部企画課長、老健局総務課認知症施策推進室長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長連名通知) を通知しているところであるので、各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局間の情報共有、管内市区町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いします。

④ 大規模災害等への対応について

障害福祉関係施設においては、自力避難が困難な方が多数利用していることから、利用者の安全確保等の観点から、大規模災害等に備えた十分な対策を講じる必要がある。

各都道府県等におかれては、各種法令や通知等に基づき、非常災害対策計画の策定、消防等関係機関への通報及び連絡体制の整備、定期的な避難訓練の実施、停電や断水といったライフラインの寸断に備えた物資の備蓄等の災害対策に万全を期すよう、障害福祉関係施設に対する助言等をお願いします。（「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」（平成 30 年 10 月 19 日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課連名事務連絡）など参照）

また、各都道府県等におかれては、土砂災害特別警戒区域などの大規模災害等が予測される地域に対して、状況に応じた早期の避難に係る注意喚起や停電等への備え（燃料の確保など）の呼びかけを行うとともに、市区町村や社会福祉施設等との連絡体制の確保など、被害が生じた場合に備えていただくようお願いします。

更に、障害福祉関係施設は、災害時において地域の防災拠点としての機能も期待されることから、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した避難スペース、非常用自家発電設備及び給水設備の整備を進めるなどにより、災害時において被災障害者等を積極的に受け入れる体制の整備をお願いします。

(7) 障害福祉関係施設の被災状況の把握等について

災害発生時における障害福祉関係施設の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成 29 年 2 月 20 日付け雇児発 0220 第 2 号、社援発 0220 第 1 号、障発 0220 第 1 号、老発 0220 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）に基づき、各都道府県等から情報提供をいただき、被害状況の把握及び必要な支援策の検討等に活用しているところである。

都道府県等におかれては、以下の点に、ご留意いただきたい。

① 迅速な情報収集及び提供について

災害が発生した際、必要な支援を迅速に行うため、可能な限り迅速な情

報収集及び提供をお願いします。また、被災状況の把握にあたっては、施設長等への連絡（携帯電話、固定電話、防災電話、Eメール、SNS等）、市区町村や関係団体からの報告、職員による巡回等による情報収集等、連絡手段について、あらかじめ整理・把握するとともに、電源車、給水車等の施設からの支援要請の有無についても把握するようお願いする。

② 停電発生時の対応について

社会福祉施設等で停電が発生した場合には、③に記載した災害時情報共有システムを活用するとともに、重大な事故につながるおそれがあり、それを未然に防止することが必要であることから、都道府県等におかれては、社会福祉施設等で停電が発生した際に、特に医療的配慮が必要な入所者等について、電源が確保された協力病院等に一時避難を依頼する等、要配慮者の安全対策に万全を期すよう、平時から施設管理者等に対し働きかけを行っていただきたい。

③ 災害時情報共有システムについて

災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体が迅速に把握・共有し、停電施設への電源車の手配など、被災施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、令和3年9月1日より、災害時情報共有システムの運用を開始している。

同システムに必要な情報の登録等について、かねてよりご協力いただいているところ、自治体の連絡先メールアドレスの登録率は令和4年2月14日時点において、97.9%である一方、事業者担当者のメールアドレス登録率は63.0%に留まっており、未登録の事業者が散見されることから、同システムにメールアドレスを登録していない事業者に対し、引き続き登録を勧奨していただくようご協力をお願いします。

また、都道府県におかれては、事業所や市町村との連携など当該システムを通じて円滑に行えるよう、社会・援護局福祉基盤課で行っている、当該システムの訓練を適宜活用願いたい。

特に、災害時情報共有システムの対象となる施設・事業所の情報は、既存の情報公表システムに登録された情報と連携することとしている。このため、情報公表システム上で施設・事業所による登録が未了、又は自治体への申請がされていないことにより公表されていない施設・事業所は、災害時情報共有システムの対象とならず、災害発生時にシステムを活用した被災状況報告が行えなくなる。このような事態を避けるため、情報公表システムにおいて未登録や未公表の事業所がある場合は、速やかに入力を促進し、審査・公表していただくようお願いする。

(8) 東日本大震災からの復旧・復興等（利用者負担免除に係る自治体負担分に対する財政支援）

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者に係る利用者負担を免除した場合の取扱いについては、財政支援を次のとおり延長する

予定であり、令和4年度予算案に計上しているため、管内サービス事業所等に周知を図るよう御配慮願いたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所事故により設定された帰還困難区域の住民並びに上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域又は旧特定避難勧奨地点（ホットスポット）若しくは令和3年度以前に指定が解除された旧帰還困難区域、旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域の住民
（震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む。）。

○対象となるサービス：介護給付費、訓練等給付費、障害児入所給付費等、障害児通所給付費等、補装具費等、障害児入所措置費、やむを得ない事由による措置費

○実施期間：令和5年2月末（サービス提供分）まで

共生型サービスの概要

関連資料1

- 介護保険法の訪問介護・通所介護・（介護予防）短期入所生活介護については、障害者総合支援法若しくは児童福祉法の指定を受けている事業所からの申請があった場合、「共生型サービス」として指定が可能。

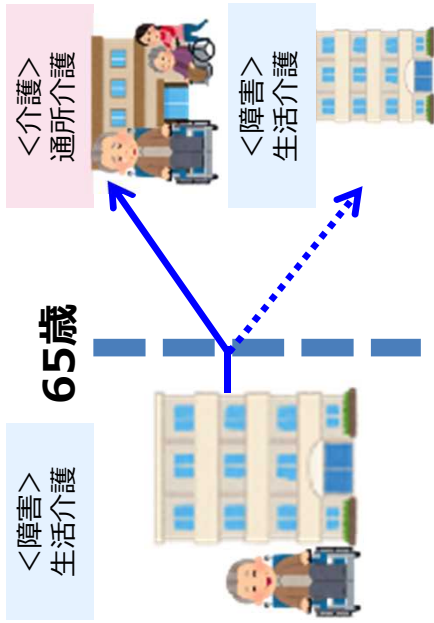
共生型サービスを活用することのメリット

- ① 障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となる。
- ② 高齢者だけでなく、障害児・者など多様な利用者が共に暮らし支え合うことで、お互いの暮らしが豊かになる。

1

共生型サービス開始前

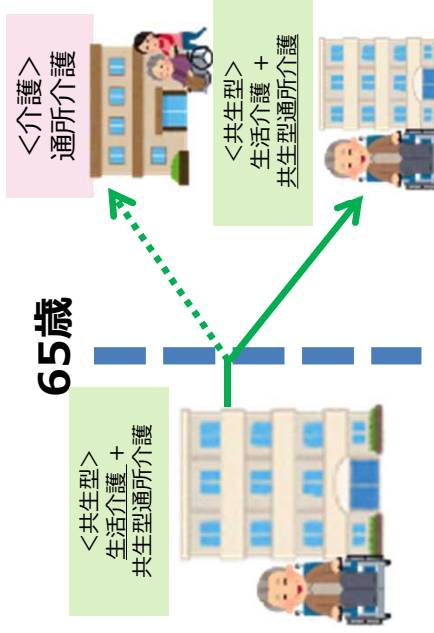
65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。



65歳

共生型サービス開始後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引き続き通所可。



65歳

2

【地域の実践例】
「富山型デイサービス」



事業所

障害福祉事業所、介護保険事業所それぞれの基準を満たす必要なし。

※ 障害福祉事業所の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定を受けることができるよう、特例基準を設定。

地域

地域の実情にあわせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能。

介護保険と障害福祉の両制度の基準や高齢者と障害児・者の支援内容の違いを踏まえ、サービスの質の確保に十分留意をしつつ、共生型サービスの指定を推進

共生型サービスの実施により期待されること

- 共生型サービスを実施することにより、具体的には以下のような地域課題の解決が可能。
※ 1事業所で介護保険サービス・障害福祉サービス・障害福祉サービスの両方の指定を受けることによっても同様の課題解決が可能。

① 「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。

② 人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる。

③ 各地域で地域包括ケア・福祉のまちづくりを展開するためのきっかけとなる。

解決可能と想定される地域課題

似たようなサービスがあるのだけれど…
近所に要介護高齢者がいる。近くに介護保険のデイサービス事業所がないので、遠くの事業所まで通っている。障害者向けのデイサービス事業所は近くにあるのだが…

続けて同じ事業所に通いたいの…
長年、障害福祉事業所を利用していた障害者が65歳になった。本人は続けて同じ事業所を使いたいと言いが、介護保険事業所に移らなければならないのか…

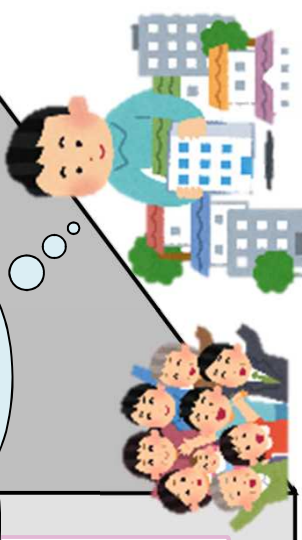
人材が足りない…
介護保険サービス、障害福祉サービスともに地域に需要があるが、それぞれ事業所を整備していくと人材が不足する。解消するいい方法はないものか…

役所のどこに相談すればよいのか…
介護保険サービスだけでは解決できなさそうな悩み、障害福祉サービスだけでは解決できなさそうな悩みは役所のどこに相談すればよいのだろうか。介護と障害、それぞれの担当窓口はあるけれど、両方にまたがる相談は受けてもらえるのか…

親子で一緒に過ごしたい
障害福祉事業所の利用者の母親が要介護となった。ケアマネジャーからは、デイサービスに通って機能訓練をした方がよいと言われているが、本人は子どもと同じ事業所に通いたいと言っている。どうにかできないものか…

地域活動を活性化させたい…
介護事業所や障害事業所が中心となって地域活動を行っているところもあると聞く。多様な利用者を受け入れている事業所なら、より親しみやすいのではないだろうか…

共生型サービスの実施により解決可能



共生型サービスの対象となるサービス

- 共生型サービス創設の目的に照らし、以下のサービスを対象としている。
 - ① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
 - ② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

	介護保険サービス	障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○ 訪問介護	○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護
デイサービス	○ 通所介護 ○ 地域密着型通所介護	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
ショートステイ	○ 短期入所生活介護 ○ 介護予防短期入所生活介護	○ 短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護 □ 通い □ 泊まり	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上） ○ 短期入所

※ 障害福祉サービスには介護保険の（看護）小規模多機能型居宅介護と同様のサービスはないが、障害福祉制度における基準該当の仕組みにより、障害児・者が（看護）小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合に、障害福祉の給付対象となっている。

共生型サービスははじめの一步～立ち上げと運営のポイント～

関連資料2

- 共生型サービスの普及が進まない理由として、以下のような意見が寄せられたことから、令和2年度老健事業において、事業所・自治体向けに「共生型サービスははじめの一步～立ち上げと運営のポイント」を作成。
 - ・事業所から：共生型サービスをよく知らない。始めるにあたってどのような準備や手続きが必要かわからない。
 - ・自治体から：共生型サービスの実施により、どのような地域課題が解決されるのかかわからない。
 - ・自治体から：共生型サービスを始めたのと考える事業所をどのように支援してよいかかわからない。



共生型サービスははじめの一步～立ち上げと運営のポイント～ 概要

共生型サービスの立ち上げ・立ち上げ支援にあたり、事業所・自治体が知っておくべき事項について、体系的に整理。

共生型サービスについて知る

- 共生型サービスとは
 - ⇒ 共生型サービス創設の経緯、対象となるサービス、サービスを開始すること
で「変わることを」提示。
- 共生型サービスの取組事例



共生型サービスを立ち上げる

- 共生型サービスを開始するまでのポイント
 - ⇒ 開始に必要な準備を整理、手順として提示。
 - ① 事業所の職員と話し合おう
 - ② 共生型介護保険サービス、共生型障害福祉サービスを知ろう
 - ③ 利用者確保の見込みを立てよう
 - ④ 運営計画を作成しよう
 - ⑤ 自治体の所管課等に相談しよう
 - ⑥ 事業所の利用者・家族と話し合おう
 - ⑦ 事業所の周辺地域の住民にサービスの開始を知ってもらおう
 - ⑧ 必要な設備・備品を揃えよう
 - ⑨ 必要な場合は、応援人員を確保しよう
 - ⑩ 共生型サービスの提供を開始しよう

共生型サービスを継続する

- 共生型サービス継続のポイント
 - ⇒ 提供開始後に課題が生じた場合、既に共生型サービスを開始している事業所ではどのようにその課題を解決したか具体例を提示。

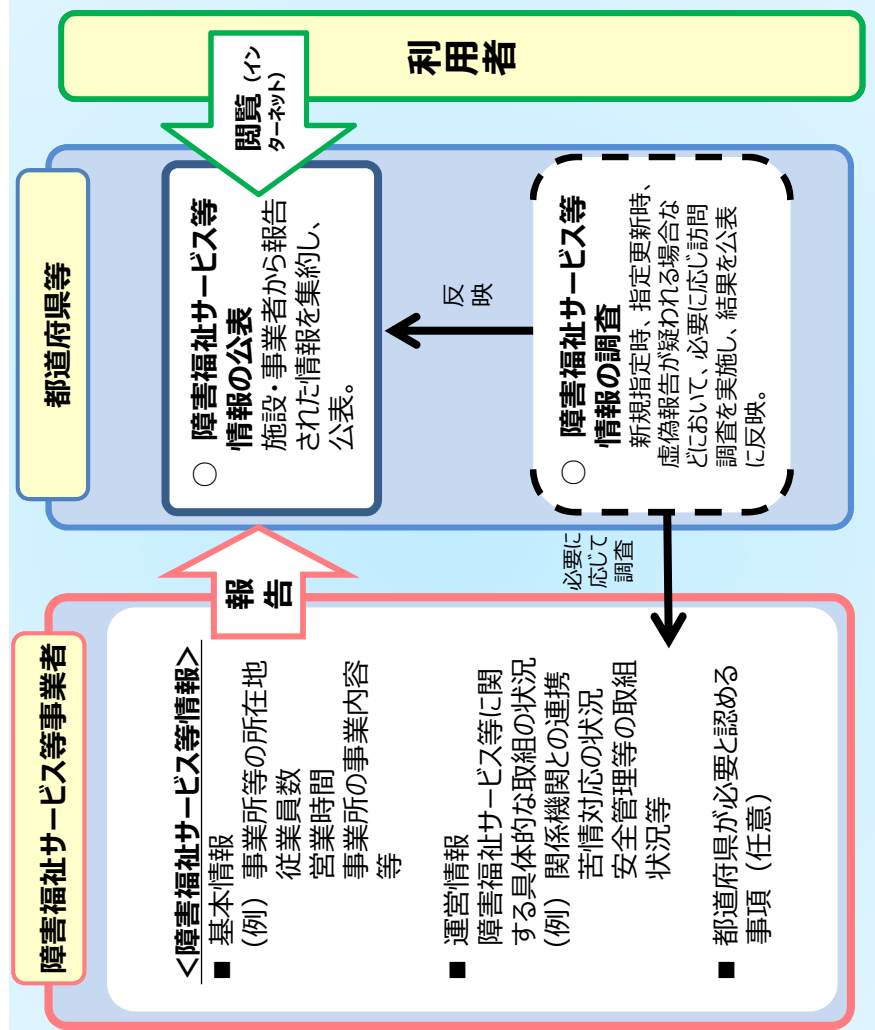
共生型サービスを普及する・事業者の支援を行う

- 共生型サービス普及のポイント
 - ⇒ 自治体において、どのように共生型サービスの普及を考えるべきか、どのように事業所の支援を行えばよいのか、実際の事例を普及・支援に取り組む自治体の事例を交えながら提示。

趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的として、①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表した。（平成30年4月施行）。

【制度概要】



<障害福祉サービス等情報>

- 基本情報
(例) 事業所等の所在地
従業員数
営業時間
事業所の事業内容等
- 運営情報
障害福祉サービス等に関する具体的な取組の状況
(例) 関係機関との連携
苦情対応の状況
安全管理等の取組状況等
- 都道府県が必要と認める事項 (任意)

【HP画面】



【事業所詳細情報】

障害福祉サービス等情報公表制度における公表の推進について

障害福祉サービス等情報公表制度における公表状況等

1. 平成30年4月1日改正総合支援法等施行
2. 平成30年9月28日、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」上に「障害福祉サービス等情報検索サイト」を開設し、公表開始
3. 令和4年2月14日現在：掲載事業所数148,287件
参考：令和3年10月において、国保連を通じて報酬請求があった指定事業所数135,297件
4. 障害福祉サービス等情報検索サイトの閲覧数
 - ・ 令和2年3月末日：5,024,466件
 - ・ 令和3年3月末日：8,626,319件
 - ・ 令和4年1月末日：9,259,361件

令和3年度における更新状況及び公表の推進について

- 令和3年度における事業所等情報の更新率（※）は全体で68.3%である。（令和4年2月14日現在）
※ 更新率には今年度の新規事業所等の掲載状況を含む。
- 情報公表制度は、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択、事業者のサービスの質の向上等に資するための情報を公表するものであり、当該サイトの閲覧数も順調に増加していることから、各都道府県等においては、より一層適切な情報公表に取り組んでいただきたい。
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算において要件としている特定加算に基づく取組の公表（見える化）について、令和4年4月より本システムを利用した報告（情報公表）機能の提供を予定しており、各都道府県等においては管内事業者に対しては管内事業者に対し、積極的な活用および周知をお願いしたい。

【参考】障害福祉サービス等情報更新状況について（令和4年2月14日現在）

都道府県	更新率	都道府県	更新率
北海道	60.7%	三重県	63.1%
青森県	83.2%	滋賀県	<u>48.6%</u>
岩手県	79.5%	京都府	59.3%
宮城県	57.6%	大阪府	57.8%
秋田県	85.5%	兵庫県	77.2%
山形県	88.0%	奈良県	60.7%
福島県	70.1%	和歌山県	74.6%
茨城県	<u>46.3%</u>	鳥取県	67.9%
栃木県	59.0%	島根県	81.8%
群馬県	69.9%	岡山県	69.6%
埼玉県	<u>45.1%</u>	広島県	73.5%
千葉県	52.6%	山口県	81.8%
東京都	<u>47.1%</u>	徳島県	58.1%
神奈川県	84.9%	香川県	57.2%
新潟県	98.9%	愛媛県	92.4%
富山県	77.9%	高知県	59.8%
石川県	80.9%	福岡県	62.3%
福井県	80.2%	佐賀県	70.8%
山梨県	60.9%	長崎県	70.6%
長野県	73.3%	熊本県	99.3%
岐阜県	81.9%	大分県	72.3%
静岡県	85.4%	宮崎県	58.5%
愛知県	84.5%	鹿児島県	61.1%
		沖縄県	<u>43.9%</u>

政令市	更新率
札幌市	59.0%
仙台市	51.7%
さいたま市	<u>45.9%</u>
千葉市	53.3%
横浜市	51.1%
川崎市	51.6%
相模原市	52.1%
新潟市	75.9%
静岡市	67.2%
浜松市	70.8%
名古屋	72.3%
京都市	54.0%
大阪市	55.8%
堺市	51.9%
神戸市	63.5%
岡山市	61.8%
広島市	60.5%
北九州市	72.7%
福岡市	78.2%
熊本市	65.8%

中核市	更新率	中核市	更新率	中核市	更新率
函館市	59.2%	甲府市	65.9%	倉敷市	76.0%
旭川市	65.4%	長野市	81.9%	呉市	94.6%
青森市	76.1%	松本市	69.1%	福山市	65.3%
八戸市	68.1%	岐阜市	63.2%	下関市	78.3%
盛岡市	89.2%	豊橋市	57.2%	高松市	53.3%
秋田市	83.4%	岡崎市	75.0%	松山市	73.7%
山形市	82.1%	一宮市	74.0%	高知市	71.5%
福島市	75.2%	豊田市	65.6%	久留米市	63.3%
郡山市	92.7%	大津市	90.5%	長崎市	62.0%
いわき市	74.4%	豊中市	64.1%	佐世保市	64.1%
水戸市	<u>38.0%</u>	吹田市	92.4%	大分市	<u>49.6%</u>
宇都宮市	69.7%	高槻市	93.0%	宮崎市	66.8%
前橋市	72.0%	枚方市	67.5%	鹿児島市	68.3%
高崎市	84.0%	八尾市	100.0%	那覇市	<u>35.0%</u>
川崎市	82.2%	寝屋川市	<u>48.6%</u>		
川口市	58.0%	東大阪市	88.4%	一般市	更新率
越谷市	<u>31.1%</u>	姫路市	62.1%	栃木市	95.0%
船橋市	59.6%	尼崎市	93.3%	我孫子市	89.8%
柏市	63.4%	明石市	75.3%	大府市	79.7%
八王子市	<u>47.8%</u>	西宮市	65.9%		
横須賀市	76.8%	奈良市	<u>41.3%</u>	区	更新率
富山市	74.6%	和歌山市	<u>49.3%</u>	世田谷区	<u>30.5%</u>
金沢市	87.5%	鳥取市	80.0%	荒川区	56.4%
福井市	81.3%	松江市	82.7%	江戸川区	<u>47.3%</u>
				港区	<u>44.7%</u>

注) 更新率(※)に下線がある自治体は、更新率が50%以下であることを示す。
 ※ 更新率の計算には今年度の新規事業所等の掲載状況を含む。

障害福祉のしごと魅力発信事業（地域生活支援事業、厚生労働省本省事業） 関連資料6

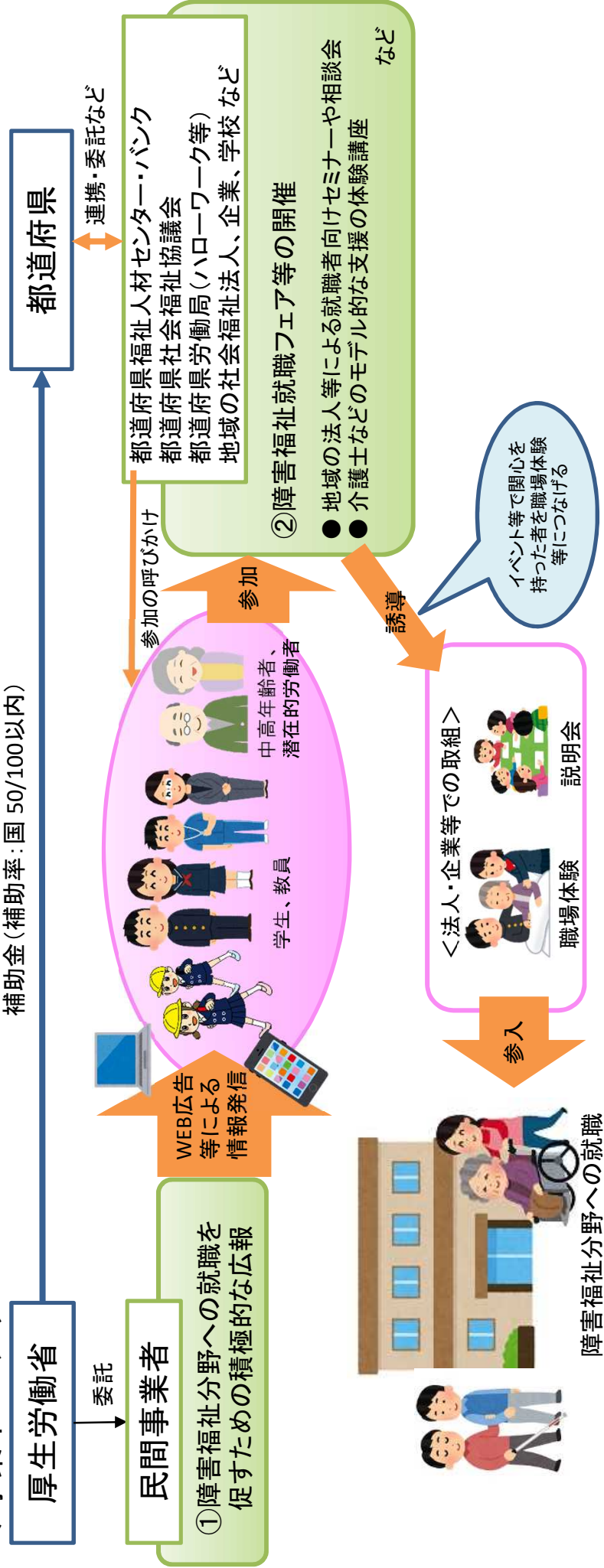
1. 事業の目的

障害福祉の仕事の魅力を伝え、障害福祉に対して抱いているイメージを変えて、障害福祉の職場について理解を促進するための障害福祉就職フェア等を行い、障害福祉分野への多様な人材の参入促進を図る。

2. 事業概要・実施主体

- ① 障害福祉への就職を促すためのパンフレットや動画等を活用したWEB広告等による情報発信（実施主体：厚生労働省）
- ② 障害福祉就職フェア等の開催（実施主体：都道府県、補助率：国50/100以内）
 小中高生、福祉系大学の学生・教員、働く意欲のあるアクティブシニア等を主なターゲットとし、地域の福祉人材センター、ハローワーク、社会福祉法人、企業、学校などの多様な関係団体と連携しつつ、障害福祉の就職フェア等を開催する。

< 事業イメージ >



12 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

(1) 障害者虐待の未然防止・早期発見と身体拘束等の適正化に向けた取組について【関連資料1～2】

① 虐待の防止のための措置の義務化について

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害者虐待防止の更なる推進を図るため、以下の内容を運営基準に盛り込んだところである。

- ・ 従業者への研修の実施
- ・ 虐待防止のための対策を検討するための委員会の開催、委員会での検討結果を従業者に周知
- ・ 虐待の防止等のための責任者の設置

② 身体拘束等の適正化に向けた取組について

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行っている。

- ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催
- ・ 身体拘束等の適正化のための指針を整備
- ・ 身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施

①及び②の内容は令和4年4月から義務化（新要件に基づく身体拘束廃止未実施減算は令和5年度から適用）されるため、各都道府県におかれては、管内の障害者支援施設・事業所に対し、改めて周知されたい。

なお、小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるよう、令和3年度に調査研究を実施しているところであり、その結果については、後日改めてお知らせする予定であるので、施設・事業所に対する助言や指導の参考にされたい。

また、障害者支援施設において、施錠した居室で長時間・長期間に渡り利用者が生活していることが常態化していることがあるとの指摘もあるが、こうした対応を含め身体拘束等が漫然と継続することはあってはならないことであり、運営基準に規定した取組を徹底するとともに、職員の人権意識や支援技術の向上を図ることが重要であることを踏まえつつ、施設・事業所に対する必要な指導をお願いする。

③ 障害者虐待防止法に関するQ & Aの改正について【関連資料3】

令和3年12月16日「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」中間整理において、「障害者支援に専門性を有する職員を活用し、

市町村が行う立入検査体制等の強化を図るため、障害者虐待防止法第9条第1項に定める通報又は届出に対する安全の確認及び事実の確認のための措置及び同法第11条第1項に定める立入調査を基幹相談支援センターに委託（立入調査は、市町村職員としての身分を有する者に限る）可能なことを明確化する必要がある」とされた。

これを踏まえ、令和3年12月24日付けで「障害者虐待防止法に関するQ & Aについて」（平成24年11月21日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）を改正し、法第9条第1項に定める安全確認や事実確認の業務については基幹相談支援センターに委託することが可能であること、法第11条に基づく立入検査業務は公権力の行使として市町村が行うべきものであるため、基幹相談支援センターが行う場合でも市町村が自ら設置する基幹相談支援センターの職員が行う必要があること等を明示しているので、各自治体において周知徹底を図られたい。

④ 通報の徹底及び虐待事案における適切な対応について

障害者虐待の深刻化、重篤化を防ぐため、通報義務についての周知を更に徹底するとともに、法第16条第4項において、虐待通報を行った職員等への不利益な取扱い等がなされないことについても周知徹底を図られたい。

また、報道等で重篤な虐待事案が散見されることから、市町村においては、事業所に対する適切な事実確認を実施するとともに、都道府県等においては、市町村と連携して適切な権限行使を視野に入れた指導をお願いしたい。

（2）障害者虐待防止対応状況調査について【関連資料4】

令和2年度の障害者虐待防止法に基づく対応状況調査結果では、全国的には養護者虐待は警察からの通報の増加、施設従事者虐待は管理者等からの通報の増加を背景に、相談・通報件数は増加の傾向にあるが、虐待判断件数は横ばいの傾向であった。

一方で、各都道府県別に見ると、相談・通報件数に対する①虐待判断件数の割合、②事実確認調査を実施した割合等に大きなばらつきが見られた。

各都道府県におかれては、再度調査結果を確認し、自らの県の状況と全国の状況を比較し、虐待判断件数や事実確認調査の割合が著しく低い場合は、その要因を分析し、管内の市町村において適切に虐待判断や事実確認が行われるよう必要な助言等を行うこと。

なお、令和3年度の調査結果は現在、集計・分析中であり、結果については年度末に公表予定であるが、調査研究において、自治体による事実確認調

査や虐待判断のばらつきの解消に向け、手引きの作成等を行う予定であるので、参考にされたい。

(3) 令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者研修について

令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者研修については、オンラインにより実施する予定である。正式な決定次第、別途連絡を行うので適任者を推薦いただく等、ご協力をお願いします。

(4) 障害者虐待防止対策支援事業について【関連資料5】

令和4年度の障害者虐待防止対策関係予算については、今年度と同様6.2億円を確保している。各都道府県におかれては、当該予算を活用し、特に虐待の防止等のための責任者で都道府県等が開催する虐待防止のための研修が未受講である者に対し、研修受講を勧奨されたい。

また、都道府県や市町村で障害者等の虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、専門職員の確保や研修、「虐待対応専門職チーム」の活用促進等を行うとともに、死亡等の重篤事案についての検証の実施、学校、保育所等、医療機関等の関係職員に研修の受講対象者の拡大を図ることにより、支援体制の強化を図ることができるよう、積極的な活用をお願いします。

障害者虐待防止の更なる推進

関連資料1

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込んでいる。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

【改正後】

- ① 従業員への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【主な内容】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされている。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取組。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等において、

- ・ 緊急やむを得ない場合を除き身体を拘束等を行ってはならないと規定している。
- ・ やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないと規定している。

緊急やむを得ない場合

以下の全てを満たす場合を「緊急やむを得ない場合」という。

- ① 切迫性
利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性
身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化を図るため、運営基準に身体拘束等の禁止について規定するとともに、一定の要件を満たさない場合は報酬を減算する取扱いとしている。

運営基準

■ 原則

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

■ 具体的な対応

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
 - ※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。
 - ※ ②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。
 - ※ 訪問系サービスについては、①を令和3年4月から義務化する。

身体拘束廃止未実施減算

■ 運営基準の①から④を満たしていない場合に減算する


- ※ ②から④は令和5年4月から適用。
- ※ 訪問系サービスは、①から④の全てを令和5年4月から適用。

■ 減算単位数：5単位/日

身体拘束等の適正化（運営基準・減算の施行スケジュール）

身体拘束等の適正化を図るための運営基準及び減算の規定は、令和5年度から完全施行。

運営基準	サービス類型	～R2年度	R3年度～	R4年度～	R5年度～
①身体拘束等の記録	・入所、居住系 ・通所系	義務	義務	義務	義務
	・訪問系				
	・入所、居住系 ・通所系				
②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催	・訪問系				
	・入所、居住系 ・通所系	規定なし	努力義務	義務	義務
	・訪問系				
③身体拘束等の適正化のための指針を整備	・入所、居住系 ・通所系				
	・訪問系				
	・入所、居住系 ・通所系				
④身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施	・訪問系				
	・入所、居住系 ・通所系				
	・訪問系				

(※)  : 運営基準を満たしていない場合に減算（5単位/日）

障 発 0331 第 15 号
平成 29 年 3 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の附則第 3 条においては、法施行後 3 年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされており、「障害者の意思決定支援の在り方」が見直し事項の一つに挙げられています。

これを踏まえ、社会保障審議会障害者部会では、平成 27 年 4 月から見直しに向けた検討を行い、平成 27 年 12 月に今後の取組について報告書を取りまとめ、同報告書では、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン(仮称)」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべき旨が盛り込まれたところです。

今般、これまでの障害者総合福祉推進事業による研究報告書を踏まえ、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を作成したので通知します。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、障害者の意思決定の支援がより一層適切に図られるよう、管内市区町村、指定事業者及び指定相談支援事業者に対して周知いただくとともに、研修など様々な機会を通じて本ガイドラインの普及に努めていただきますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン

I. はじめに

1. ガイドライン策定の背景

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の附則第3条においては、法施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされており、「障害者の意思決定支援の在り方」が見直し事項の一つに挙げられている。

社会保障審議会障害者部会では、平成27年4月から見直しに向けた検討を行い、平成27年12月に今後の取組について報告書を取りまとめた。

同報告書では、障害者の意思決定支援の今後の取組について以下の記載が盛り込まれており、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、これらの内容を踏まえて作成されたものである。

※ 「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」（平成27年12月14日社会保障審議会障害者部会報告書）より抜粋

5. 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について

(2) 今後の取組

(基本的な考え方)

- 日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用を促進するため、以下のような取組を進めるべきである。

(意思決定支援ガイドライン)

- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス（サービス等利用計画や個別支援計画の作成と一体的に実施等）、留意点（意思決定の前提となる情報等の伝達等）を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン（仮称）」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべきである。あわせて、意思決定支援の質の向上を図るため、このようなガイドラインを活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修のカリキュラムの中にも位置付けるべきである。

なお、ガイドラインの普及に当たっては、その形式的な適用にとらわれるあまり、実質的な自己決定権が阻害されることのないよう留意する必要がある。

(障害福祉サービスにおける意思決定支援)

- また、障害福祉サービスの具体的なサービス内容の要素として「意思決定支援」が含まれる旨を明確化すべきである。

2. ガイドラインの趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第1条の2（基本理念）においては、障害者本人（以下「本人」という。）が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定相談支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）に対し、障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努める旨を規定する（第42条、第51条の22）など、「意思決定支援」を重要な取組として位置づけている。

また、障害者基本法においては、国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならないと定めている（第23条）。

ノーマライゼーション理念の浸透や障害者の権利擁護が求められるなかで、障害者の自己決定の尊重に基づいて支援することの重要性は誰もが認識するところである。しかし、自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等については必ずしも標準的なプロセスが示されていない。ガイドラインは、事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際の障害者の意思決定支援についての考え方を整理し、相談支援や、施設入所支援等の障害福祉サービス（以下「サービス」という。）の現場において意思決定支援がより具体的に行われるための基本的考え方や姿勢、方法、配慮されるべき事項等を整理し、事業者がサービスを提供する際に必要とされる意思決定支援の枠組みを示し、もって障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするものである。

ガイドラインは、事業者がサービスを提供する際に行う障害者の意思決定支援の枠組みを示すものであるが、本人、事業者、家族や成年後見人等（保佐人及び補助人並びに任意後見人を含む。以下同じ。）の他に、必要に応じて教育関係者や医療関係者、福祉事務所、市区町村の虐待対応窓口や保健所等の行政関係機関、障害者就業・生活支援センター等の就労関係機関、ピアサポーター等の障害当事者による支援者、本人の知人等の関係者、関係機関等（以下「関係者等」という。）、障害者に関わる多くの人々にも意思決定支援への参加を促すものである。

障害者の意思決定支援については、それぞれの障害の状態等において個別性が高く、その支援方法も多様なものである。事業者は、ガイドラインの内容を踏まえ、各事業者の実情や個々の障害者の態様に応じて不断に意思決定支援に関する創意工夫を図り、質の向上に努めなければならない。

また、事業者の意思決定支援に関する取組の蓄積を踏まえ、ガイドラインの内容も見直していくことが必要である。

II. 総論

1. 意思決定支援の定義

本ガイドラインにおける意思決定支援は、障害者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、自ら意思を決定することが困難な障害者に対する支援を意思決定支援として次のように定義する。

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

2. 意思決定を構成する要素

障害者の意思決定を構成する要素としては、次の三つが考えられる。

(1) 本人の判断能力

本人の障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。

例えば、何を食べるか、何を着るかといった日常生活における意思決定は可能だが、施設から地域生活への移行等住まいの場の選択については意思決定に支援が必要であるといった事例が考えられる。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度についての慎重なアセスメントが重要となる。

(2) 意思決定支援が必要な場面

意思決定支援は、次のような場面で必要とされることが考えられる。

① 日常生活における場面

日常生活における意思決定支援の場面としては、例えば、食事、衣服の選択、外出、排せつ、整容、入浴等基本的な生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

日常生活における場面で意思決定支援を継続的に行うことにより、意思が尊重された生活体験を積み重ねることになり、本人が自らの意思を他者に伝えようとする意欲を育てることにつながる。

日常生活における支援場面の中で、継続的に意思決定支援を行うことが重要である。

② 社会生活における場面

障害者総合支援法の基本理念には、全ての障害者がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない旨が定められていることに鑑みると、自宅からグループホームや入所施設等に住まい

の場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームに住まいを替えたり、グループホームの生活から一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。

体験の機会の活用を含め、本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等が集まり、判断の根拠を明確にしながら、より制限の少ない生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要がある。

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響等を受ける。

例えば、意思決定支援に関わる職員が、本人の意思を尊重しようとする態度で接しているかどうかや、本人との信頼関係ができてきているかどうかの影響などが考えられる。また、意思決定の場面に立ち会う家族等の関係者との関係性も影響を与える可能性がある。

環境に関しては、初めての慣れない場所で意思決定支援が行われた場合、本人が過度に緊張してしまい、普段通りの意思表示ができないことも考えられる。また、サービスの利用の選択については、体験利用を活用し経験に基づいて選択ができる方法の活用など経験の有無によっても影響されることが考えられる。

3. 意思決定支援の基本的原則

意思決定支援の基本的原則を次のように整理する。

(1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。また、幅広い選択肢から選ぶことが難しい場合は、選択肢を絞った中から選べるようにしたり、絵カードや具体物を手がかりに選べるようにしたりするなど、本人の意思確認ができるようなあらゆる工夫を行い、本人が安心して自信を持ち自由に意思表示できるよう支援することが必要である。

(2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。

また、本人が意思決定した結果、本人に不利益が及ぶことが考えられる場合は、意思決定した結果については最大限尊重しつつも、それに対して生ずるリスクについて、どのようなことが予測できるか考え、対応について検討しておくことが必要である。例えば、疾病による食事制限があるのに制限されている物が食べたい、生活費がなくなるのも構わず大きな買い物がしたい、一人で外出することは困難と思われるが、一人で外出がしたい等の場合が考えられる。

それらに対しては、食事制限されている食べ物は、どれぐらいなら食べても疾病に影響

響がないのか、あるいは疾病に影響がない同種の食べ物が用意できないか、お金を積み立ててから大きな買い物をすることができないか、外出の練習をしてから出かけ、さらに危険が予測される場合は後ろから離れて見守ることで対応することができないか等、様々な工夫が考えられる。

リスク管理のためには、事業所全体で取り組む体制を構築することが重要である。また、リスク管理を強調するあまり、本人の意思決定に対して制約的になり過ぎないように注意することが必要である。

- (3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながらい障害者の意思及び選好を推定する。

本人のこれまでの生活史を家族関係も含めて理解することは、職員が本人の意思を推定するための手がかりとなる。

4. 最善の利益の判断

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段であり、次のような点に留意することが必要である。

(1) メリット・デメリットの検討

最善の利益は、複数の選択肢について、本人の立場に立って考えられるメリットとデメリットを可能な限り挙げた上で、比較検討することにより導く。

(2) 相反する選択肢の両立

二者択一の選択が求められる場合においても、一見相反する選択肢を両立させることができないか考え、本人の最善の利益を追求する。

例えば、健康上の理由で食事制限が課せられている人も、運動や食材、調理方法、盛り付け等の工夫や見直しにより、可能な限り本人の好みの食事をすることができ、健康上リスクの少ない生活を送ることができないか考える場合などがある。

(3) 自由の制限の最小化

住まいの場を選択する場合、選択可能な中から、障害者にとって自由の制限がより少ない方を選択する。

また、本人の生命または身体の安全を守るために、本人の最善の利益の観点からやむを得ず行動の自由を制限しなくてはならない場合は、行動の自由を制限するより他に選択肢がないか、制限せざるを得ない場合でも、その程度がより少なくてすむような方法

が他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。

その場合、本人が理解できるように説明し、本人の納得と同意が得られるように、最大限の努力をすることが求められる。

5. 事業者以外の視点からの検討

意思決定支援を進める上で必要となる本人に関する多くの情報は、本人にサービス提供している事業者が蓄積している。しかし、事業者はサービスを提供する上で、制度や組織体制による制約もあるため、それらが意思決定支援に影響を与える場合も考えられることから、そのような制約を受けない事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進めることが望ましい。本人の家族や知人、成年後見人等の他、ピアサポーターや基幹相談支援センターの相談員等が、本人に直接サービスを提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、様々な関係者が本人の立場に立ち、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

6. 成年後見人等の権限との関係

法的な権限を持つ成年後見人等には、法令により財産管理権とともに身上配慮義務が課されている。一方、事業者が行う意思決定支援においても、自宅からグループホームや入所施設等への住まいの場の選択や、入所施設からの地域移行等、成年後見人等が担う身上配慮義務と重複する場面が含まれている。意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、検討を進めることが望ましい。

なお、保佐人及び補助人並びに任意後見人についても、基本的な考え方としては、成年後見人についてと同様に考えることが望まれる。

Ⅲ. 各論

1. 意思決定支援の枠組み

意思決定支援の枠組みは、意思決定支援責任者の配置、意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、モニタリングと評価・見直しの5つの要素から構成される。このようにして作成されたサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）に基づき、日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、全ての生活場面の中で意思決定に配慮しながらサービス提供を行うこととなる。

(1) 意思決定支援責任者の役割

意思決定支援を適切に進めるため、事業者は意思決定支援責任者を配置することが望ましい。意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心的に関わり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の枠組みを作る役割を担う。

具体的には、意思決定支援責任者は、本人の希望するサービスを提供するためのサービス等利用計画や個別支援計画を作成する前提として、意思決定支援を適切に進めるため、本人の意思の確認・推定や本人の最善の利益の検討の手順や方法について計画する。

また、本人の意思決定支援に参考となる情報や記録を誰から収集するか、意思決定支援会議の参加者の構成、意思を表出しやすい日時や場所の設定、絵カードの活用等本人とのコミュニケーション手段の工夫等、意思決定支援を進める上で必要となる事項について検討する。

さらに、意思決定支援責任者は、意思決定を必要とする事項について本人から直接話しを聞いたり、日常生活の様子を観察したり、体験の機会を通じて本人の意思を確認したり、関係者から情報を収集したりすることを通じて、本人の意思及び選好、判断能力、自己理解、心理的状況、これまでの生活史等本人の情報、人的・物理的環境等を適切にアセスメントする。

上記のような役割を担う意思決定支援責任者については、相談支援専門員又はサービス管理責任者とその役割が重複するものであり、これらの者が兼務することが考えられる。

(2) 意思決定支援会議の開催

意思決定支援会議は、本人参加の下で、アセスメントで得られた意思決定が必要な事項に関する情報や意思決定支援会議の参加者が得ている情報を持ち寄り、本人の意思を確認したり、意思及び選好を推定したり、最善の利益を検討する仕組みである。意思決定支援会議は、本人の意思を事業者だけで検討するのではなく、家族や、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等の参加を得ることが望ましい。

意思決定支援会議については、相談支援専門員が行う「サービス担当者会議」やサービス管理責任者が行う「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。

また、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会（以下「協議会」とい

う。)においては、地域の事業者における意思決定支援会議の開催状況等を把握し、取組を促進することが望まれる。

(3) 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供

意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）を作成し、本人の意思決定に基づくサービスの提供を行うことが重要である。

体験を通じて本人が選択できたり、体験中の様子から本人の意思の推定が可能となったりするような場合は、そのようなアセスメント方法を意思決定支援計画の中に位置付けることも必要である。例えば、長期間、施設や病院に入所・入院しており、施設や病院以外で生活したいと思っても、何らかの理由でそれをあきらめて選択に消極的になっていたり、施設や病院以外で生活する経験がなくて選びようがなかったりしている障害者に対し、必要に応じて地域移行支援の利用やグループホーム等の体験利用を通じて、実際の経験等を通じた意思決定支援を行うような場合が考えられる。

(4) モニタリングと評価及び見直し

意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援でさらに意思決定が促進されるよう見直すことが重要である。モニタリングと評価及び見直しについては、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画や個別支援計画に基づくサービス提供を開始した後の本人の様子や生活の変化について把握するとともに、その結果、本人の生活の満足度を高めたか等について評価を行うことが必要である。それらのモニタリング及び評価の情報を記録に残すことで、次に意思決定支援を行う際の有効な情報となり、見直しにつながる。

意思決定支援は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）で構成されるいわゆるPDCAサイクルを繰り返すことによって、より丁寧に行うことができる。

2. 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

意思決定支援を行うにあたっては、意思決定に必要なだと考えられる情報を本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう配慮をもって説明し、決定したことの結果起こり得ること等を含めた情報を可能な限り本人が理解できるよう、意思疎通における合理的配慮を行うことが重要である。

本人との意思疎通を丁寧に行うことによって、本人と支援者とのコミュニケーションが促進され、本人が意思を伝えようとする意欲が高まり、本人が意思決定を行いやすい状態をつくることができる。

3. 意思決定支援の根拠となる記録の作成

意思決定支援を進めるためには、本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握しておくことが必要である。家族も含めた本人のこれまでの生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定するための手がかりとなる。

また、本人の日常生活における意思表示の方法や表情、感情、行動から読み取れる意思について記録・蓄積し、本人の意思を読み取ったり推定したりする際に根拠を持って行うことが重要である。本人が意思決定することが難しい場合でも、「このときのエピソードには、障害者の意思を読み取る上で重要な『様子』が含まれている」という場合がある。そういった、客観的に整理や説明ができないような「様子」を記録に残し、積み上げていくことは、障害者の意思決定を支援する上で重要な参考資料になる。

また、意思決定支援の内容と結果における判断の根拠やそれに基づく支援を行った結果がどうだったかについて記録しておくことが、今後の意思決定支援に役立つため、記録の方法や内容について検討することが有用である。

4. 職員の知識・技術の向上

職員の知識・技術等の向上は、意思決定支援の質の向上に直結するものであるため、意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組みを促進させることが重要である。

そのためには、ガイドラインを活用した研修を実施するとともに、意思決定支援に関する事例検討を積み重ねることが重要である。また、書籍による文献学習、内部の勉強会、実地研修（OJT）、外部研修の受講等、具体的な研修計画を立案し、進めることが効果的である。

5. 関係者、関係機関との連携

意思決定支援責任者は、事業者、家族や成年後見人等の他、関係者等と連携して意思決定支援を進めることが重要である。

関係者等と連携した意思決定支援の枠組みの構築には、協議会を活用する等、地域における連携の仕組みづくりを行い、意思決定支援会議に関係者等が参加するための体制整備を進めることが必要である。

意思決定支援の結果、社会資源の不足が明らかとなった場合等は、協議会で共有し、その開発に向けた検討を行ったり、自治体の障害福祉計画に反映し、計画的な整備を進めたりするなど、本人が自らの意思を反映した生活を送ることができるよう取組みを進めることが求められる。

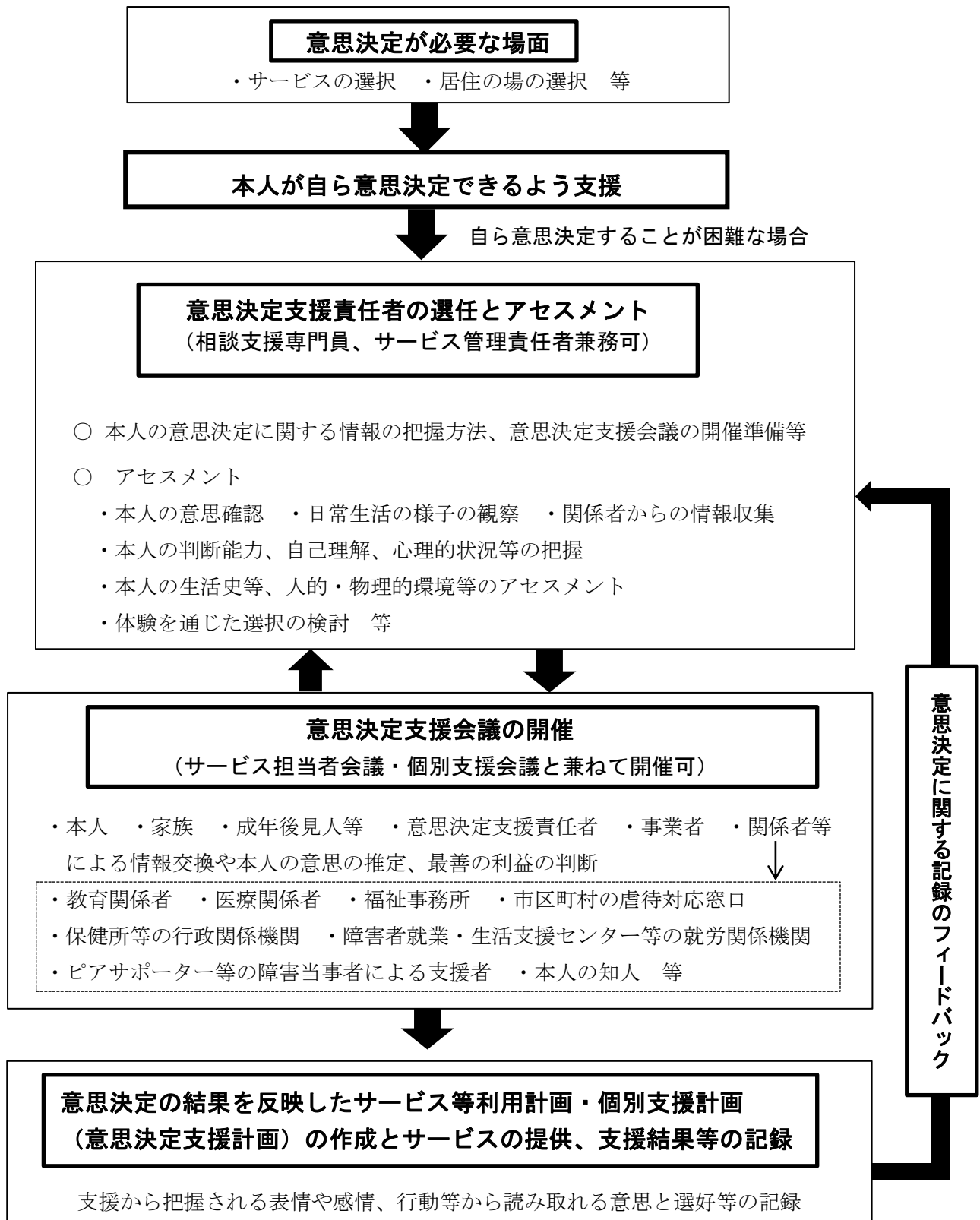
6. 本人と家族等に対する説明責任等

本人と家族等に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う。また、苦情解決の手順等の重要事項についても説明する。事業者においては、本人や家族等からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情解決規程を定めた上で苦情を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の配置等の必要な措置を講じて

いるところである。意思決定支援に関する苦情についても、苦情解決規程に従った対応を行い、意思決定支援責任者は、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員と協働して対応に当たることが必要である。

意思決定支援に関わった事業者、成年後見人等や関係者等は、職を辞した後も含めて、業務上知り得た本人やその家族の秘密を保持しなければならない。

(図1) 意思決定支援の流れ



IV. 意思決定支援の具体例

1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援

重度の知的障害があり、言葉で意思を伝えることが難しいAさんが、生活介護事業所を利用することになった。生活介護事業所のサービス管理責任者は、Aさんの日中活動プログラムをどのように考えたら良いか悩んでいた。そこで、Aさんの日中活動を定めるために、意思決定支援会議を開くことにした。意思決定支援会議には、Aさんと家族、Aさんをよく知る学校の先生、移動支援事業所の支援員、生活介護事業所の担当職員、Aさんを担当する相談支援専門員が参加し、サービス管理責任者が意思決定支援責任者となって会議を進めることになった。

意思決定支援責任者は、会議の参加者にAさんの日頃の様子から読み取ることができるといふ意思や好み、それらを判断するための手がかり等の情報を報告してもらった。Aさんは、家族や顔見知りの人がいるため、安心して感じるように感じられた。家族からは、Aさんが祖母にかわいがられて育ち、祖母が得意だった饅頭作りをうれしそうに一緒にしていたことや、沢山作った饅頭を近所に配ることに付いていき、人から喜ばれるとうれしそうだったこと等が話された。学校の先生からは、Aさんは友だちと関わるのが好きだったことや、静かな音楽を好んで聴いていたこと、紙に絵の具で色を塗ることが好きで、机に向かって集中して取り組んでいたが、ペットボトルキャップの分類のような作業的なことはすぐに飽きてイスから立ち上がってしまったことが話された。移動支援事業所の支援員からは、Aさんは森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くと耳を澄ましてうれしそうにしているが、人混み等雑音が多い場所は苦手なようで表情が陰しくなったり、イライラした感じになったりしてしまうことが話された。

意思決定支援責任者は、これらの情報を整理し、日中活動のプログラムを検討した。その結果、まずはAさんにとって生活介護事業所が居心地の良い場所であることを知ってもらうため、Aさんの日中活動を、静かな音楽が流れる部屋でパンやクッキー、饅頭を作る活動や、紙と絵の具でペインティングする活動、森の中の散歩道を鳥のさえずりを聞きながら数人で歩く活動等から始めることとし、また、そうした日中活動の中でのAさんの表情に注目し、Aさんの意思表示の手がかりを記録に残し、今後の意思決定支援のための情報を蓄積することとなり、意思決定支援計画と個別支援計画を一体的に作成した。また、これらの取組を行ってから3ヶ月後に、見直しのための会議を開くこととした。

2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援

施設入所支援を利用して15年になるBさんは、知的障害と自閉症があり、言葉によるコミュニケーションが難しい状態であった。また、家族が亡くなり、成年後見人が選任されていた。担当の相談支援専門員は、継続サービス利用支援によるモニタリングで、今後も引き続き施設入所支援を利用するのか、グループホーム等に生活の場を移行するのか、Bさんの意思決定支援が必要であると考えていた。

そこで、担当の相談支援専門員が意思決定支援責任者となり、Bさんと成年後見人、施設入所支援のサービス管理責任者とBさんの担当職員、グループホームのサービス管理

責任者の参加により、Bさんの意思決定支援会議を開くこととなった。Bさんは、いつものスケジュールとは違う会議への参加となり、落ち着きがなく不安そうにしていた。その様子を見ていた成年後見人は、Bさんが施設に慣れて落ち着いた生活を送れているのに、生活の場を変えることでBさんが不安定な状態にならないか不安であると話した。意思決定支援責任者が、自宅でのBさんの様子について成年後見人に尋ねると、帰省した時は、自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作って食べていること等が話された。施設入所支援のサービス管理責任者と担当職員はその話を聞いて、施設では自分でお湯を沸かしたり、カップラーメンを作って食べたりする場面がなかったため、施設的环境がBさんの本来できることを狭めてしまっているのではないかと、Bさんにとってよりよい生活の場について考えることが必要ではないかと思った、と話した。

Bさんは、目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選んだり是可以するが、経験したことがないグループホームの生活と今の施設の生活を比べて選ぶことは難しかった。そこで、グループホームのサービス管理責任者は、空き部屋のあるグループホームがあるので、体験利用をしてみて、その様子からBさんの意思を確認してはどうかと提案した。成年後見人も、「体験してみた結果がBさんのためになるなら」という意見であった。

意思決定支援責任者である相談支援専門員は、意思決定支援会議の結果を踏まえてサービス等利用計画を変更し、地域移行支援に基づくグループホームの体験利用を行う内容に見直した。また、1ヶ月後に再度意思決定支援会議を開き、Bさんの体験利用の様子を共有し、Bさんが今後の生活の場について施設の利用を継続したいのか、グループホームで生活したいのかについて確認することになった。Bさんがグループホームで混乱しないように、施設で使っていた絵カードやスケジュールをグループホームでも使うことにした。人数の少ないグループホームの環境は、Bさんにとって落ち着けるようだった。近くのコンビニエンス・ストアに買い物に行ったり、カップラーメンを作ったり、冷凍食品を電子レンジで温めて食べたりと、Bさんは生活を主体的に広げていった。

1ヶ月後に、意思決定支援会議が開かれ、グループホームでの体験利用の様子が報告された。その内容から、Bさんの意思がどこにあるのか、成年後見人も含めた誰にとっても明らかであった。

3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援

65才の女性Cさんは統合失調症で、引きこもりがちで軽度の知的障害がある32才の息子Dさんと二人暮らしをしていた。自宅は持ち家で、Cさんの老齢年金と遺族年金で生計を立てていたが、生活は苦しかった。Cさんは、数年前に交通事故に遭ってから家事が難しくなり、Dさんが買い物や掃除、洗濯、調理を行っていた。ところが、1年前にDさんが家出をしてから不穏になり、近隣宅に上がり込む等の行為が度々起こるようになり、医療保護入院となった。家出していたDさんは、Cさんが入院した後、自宅に戻ってきた。Dさんの家出の原因は、病状が不安定なCさんの面倒をみることに疲れてしまったためであったが、Cさんが退院した後は、一緒に生活することを希望していた。

Cさんは、入院して3か月で病状が安定した。しかし、自発的な意思の表明が乏しく、意欲の低下もあり「もう自宅へは帰れない」と退院をあきらめてしまっているようだった。

病院のソーシャルワーカーが「退院後生活環境相談員¹」となり、熱心に退院に向けた働きかけを行ったが、Cさんは黙り込んでしまうだけだった。退院支援委員会は、入院中の障害者や家族からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う地域援助事業者として、委託相談支援事業所に参加してもらうことにした。

委託相談支援事業所の相談員は、地域移行支援の利用を念頭に、意思決定支援責任者として意思決定支援会議を開いた。参加者は、病院の主治医と退院後生活環境相談員、病棟受け持ち看護師、役所の障害福祉担当職員、保健所の保健師、息子のDさんであった。Cさんは、参加したくないとのことだった。

役所の障害福祉担当職員とDさんによれば、Cさんは、一家を支えるしっかり者だったが、発病後、金銭をだまし取られる等の苦勞をしてから不安が強くなり、同じことの確認を何回もすることもあったが、丁寧な説明があれば理解できる力をもっていること、入院前には、服薬の中断や減薬により怒りやすく命令口調となり、近隣住民への被害妄想もあったことが話された。病院の主治医と退院後生活環境相談員からは、入院中のCさんは、陰性症状のため自発的な意思の表明が乏しく、人に対する警戒心もあってほとんど話しをすることがないという状況が報告された。意思決定支援会議では、Cさんが「もう自宅へは帰れない」と言った背景を理解し、Cさんの意思を確認する手がかりを得るために、意思決定支援責任者である相談員がCさんを伴って自宅に行ってみるようになった。

自宅は老朽化が進んでおり、Dさんが家出をしていた1年間でゴミ屋敷のような状態になっていた。自宅に戻ったDさんも交えて、Cさんの話しを聴いた。Cさんは、家事全般をしてくれていたDさんが家出をしたことはショックだったこと等を話し始めた。Cさんは、趣味だった手芸品や書道作品、賞状等を見せてくれた。昔の写真には、流行の服を着て笑顔でポーズをとる姿が写っていた。実家は立派な透かし彫りの小壁がある自慢の家だったという。Cさんは、自宅に帰りたい気持ちはあるが建物が老朽化してゴミ屋敷の状態であり、入院生活での足腰の筋力の低下により自宅の和式トイレを使うことができないため生活できないと考えていたこと、引っ越すとしても、お金をだまし取られたため資金がないこと、生活費が苦しいこと等問題が山積みで、「もう自宅へは帰れない」とあきらめていたと話した。

相談員は、Cさんの所得状況だと生活保護の申請ができること、そのための手続やアパート探しの仕方等をわかりやすく説明し、自宅以外の暮らしもできることを丁寧に伝えた。息子のDさんは、それにできる限り協力することをCさんに伝えた。

相談員は、再度意思決定支援会議を開いた。今回はCさんも参加し、生活保護を受けてアパートを借り、息子と生活したいという意思を伝えることができた。Cさんは、退院後も、日常生活の様々な場面で意思決定支援を受けながら、本人らしい生活を送っている。

¹ 精神保健福祉法では、病院は個々の医療保護入院者が早期に退院できるよう支援するための取組において中心的役割を果たす退院後生活環境相談員を選任することが義務づけられています。退院後生活環境相談員になれるのは、精神保健福祉士、保健師等であって、精神障害者に関する業務の経験がある方、もしくは上記職種以外であって厚生労働大臣が定める研修を修了した方です。

意思決定支援のためのアセスメント表

<p><意思決定支援が必要な項目></p> <p>Aさんが取り組みたい日中活動プログラムは？</p>	<p><これまでの生活史></p> <p>○Aさんは1歳6ヶ月の検診で知的な発達の遅れが指摘され、知的障害があることが分かりました。両親と3歳年上の姉、そして父方の祖母との5人暮らしでした。穏やかで人なつこい性格であったAさんは特に祖母にかわいがられて育ちました。祖母が得意であった饅頭作りをうれしそうに手伝ったり、祖母と一緒に近所に配って歩いたりしました。そのときに人から喜んでもらえたとAさんもとてうれしそうに表情を見せていたそうです。</p> <p>○学校は小学校から特別支援学校に通いました。学校では友人と関わることが好きで、いつも仲間と一緒に過ごしていました。でもたくさんの人で行動が集まったり、運動会などで大きな音がする場面などでは少しいらいりする様子が見られました。</p> <p>○言葉では意思を伝えることが難しいAさんでしたが好きな物には自ら積極的に取り組み、豊富な表情で周囲に気持ちを伝えることができました。</p> <p>○休日は家族と一緒に出かけられることもありますが、お父さんとお母さんが自営業をされていたこともあり、Aさんのお出かけをしたいという気持ちに応えられない日も多くなってきたことから移動支援を利用して、ヘルパーと出かけるようになりました。</p> <p>○特別支援学校卒業後の進路は、就労継続支援B型事業所や生活介護事業所など3回の実習を重ねた結果、生活介護事業所を利用することになりました。</p>	<pre> graph TD Grandfather[父] --- Mother[母] Grandfather --- Aunt[姉] Grandfather --- A[Aさん] Grandmother[祖母] --- Mother </pre>
<p>意思決定支援会議のまとめ</p>		
<p><関係者から提供されたAさんの意思を判断するための手がかりとなる情報></p> <p>(家族)</p> <p>○Aさんは、祖母にかわいがられて育った。</p> <p>○祖母が得意だった饅頭作りをうれしそうに一緒にしていた。</p> <p>○饅頭を近所に配ることについて行き、人から喜ばれるとうれしそうだった。</p> <p>(学校の教員)</p> <p>○友だちと関わることは好きだった。</p> <p>○静かな音楽を好んで聴いていた。</p> <p>○紙に絵の具で色を塗ることは好きで、集中して取り組んでいた。</p> <p>○ペットボトルのキャップの分類のような作業的なことはすぐ飽きてイスから立ち上がってしまった。</p> <p>(移動支援ヘルパー)</p> <p>○森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くと耳を澄ましてうれしそうにしていた。</p> <p>○人混みなど雑音の多い場所は苦手なようで表情が陰しくなったリライラした感じになってしまう。</p>	<p><手がかりとなる情報から推定される本人意思></p> <ul style="list-style-type: none"> ・かわいがってくれる祖母のような人が好きだよ。 ・祖母のような人と一緒に饅頭などをつくるのが好きだよ。 ・作った饅頭などを配り、人から喜ばれることがうれしいよ。 ・友だちと関わることは好きだよ。 ・静かな音楽を好むよ。 ・紙に絵の具を塗るなど、創作的な活動は好きだよ。 ・ペットボトルのキャップの分類のような作業的なことはすぐ飽きてしまうよ。 	<p><関係者から提供されたAさんの意思を判断するための手がかりとなる情報></p> <p>(家族)</p> <p>○Aさんは、祖母にかわいがられて育った。</p> <p>○祖母が得意だった饅頭作りをうれしそうに一緒にしていた。</p> <p>○饅頭を近所に配ることについて行き、人から喜ばれるとうれしそうだった。</p> <p>(学校の教員)</p> <p>○友だちと関わることは好きだった。</p> <p>○静かな音楽を好んで聴いていた。</p> <p>○紙に絵の具で色を塗ることは好きで、集中して取り組んでいた。</p> <p>○ペットボトルのキャップの分類のような作業的なことはすぐ飽きてイスから立ち上がってしまった。</p> <p>(移動支援ヘルパー)</p> <p>○森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くと耳を澄ましてうれしそうにしていた。</p> <p>○人混みなど雑音の多い場所は苦手なようで表情が陰しくなったリライラした感じになってしまう。</p>

(参考) Aさんの意思決定支援を反映した個別支援計画(意思決定支援計画)の作成例

(参考) 意思決定支援を反映した個別支援計画(意思決定支援計画)の作成例

利用者名 A 作成年月日 年 月

本人(家族)の希望	お菓子などを作ったりそれをあげたりすることで、いろんな人に喜んでもらえたらうれしい 絵を描いたり、静かな音楽を聴いたり、静かな場所で過ごすことが好き、騒がしい場所は嫌い		
長期目標(内容、期間等)	Aさんが日中活動をもっと楽しめたり、新たな楽しみを見つけれられる。(6ヶ月)		
短期目標(内容、期間等)	Aさんにとって生活介護事業所が居心地の良い場所になる(3ヶ月)		

□ 支援目標及び支援計画等

優先順位	サービス提供機関(提供者・担当者等)	支援期間(頻度・時間・期間等)	具体的取組(内容・留意点等)	支援内容
—	生活介護事業所 Cグループ 調理活動担当D	月・水・金 AM活動時・3ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> Aさんが安心してできるスタッフとお菓子作りの活動に参加する 本人が作業に取り組みやすいように行程や補助具などに工夫する 必要に応じて指示や介助を行う 騒がしくならないように配慮する 	Aさんが安心できるスタッフとお菓子作りを行い、できたお菓子を配ることを通じて人と関わる機会をつくる。
—	生活介護事業所 Cグループ 創作活動担当E	火・木 AM活動時・3ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> 紙に絵の具を塗りやすいように、素材や道具を工夫する 部屋に飾り的な音楽を流す 絵の具以外の創作活動も試してみる 	静かな音楽が流れる部屋で、紙に絵の具を塗るなど、創作活動を行う。
—	生活介護事業所 Cグループ 散歩活動担当F	月・水・金 PM活動時・3ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> 事業所近くの森林公園内を散歩する 一緒に散歩が楽しめる友だちをみつける 	友だちと一緒に、鳥のさえずりを聞きながら森の中を散歩する。

□ 支援開始後の見直しのための観点

意思決定支援が必要な項目	目的	内容	意思決定支援会議参加者	サービス提供機関(提供者・担当者等)
活動がAさんの意思を反映しているか、検討するとともに、支援開始後の様子から、Aさんの意思について新たに気づいたことがないか情報を共有する。	意思決定支援会議を開き、生活介護利用後のAさんの様子について関係者で情報交換し、共有するとともに、Aさんの意思の推定を進め、活動内容を見直す。	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護事業所や自宅、移動支援事業所利用中などにおけるAさんの様子を記録に基づき共有する。 共有した情報に基づき、意思決定支援計画・個別支援計画を見直す。 	<ul style="list-style-type: none"> Aさんと家族 生活介護事業所Cグループ担当者 相談支援専門員 移動支援事業所 意思決定支援責任者(サービス管理責任者) 	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護事業所 Cグループ 各活動担当者 サービス管理責任者

平成 年 月 日 利用者名 A 印 サービス管理責任者(意思決定支援責任者) B 印

意思決定支援のためのアセスメント表

<p><意思決定支援が必要な項目></p> <p>Bさんがこれからどのような場所でのような生活をしていきたいのか？</p>	<p><これまでの生活史></p> <p>○Bさんは会社員のお父さん(当時35歳)と専業主婦のお母さん(当時30歳)との間に昭和〇年に生まれました。また、Bさんには5歳年下の弟がいます。特に重い病気にかかることなく育ちましたが、2歳になっても言葉を話せませんでした。そして3歳児健診で知的な発達に障害があることがわかりました。その後、Bさんはお母さんと一緒に地域の障害児通園施設に通って、言葉を出やすくするよう療育活動に参加したりしましたが、自分のやりたいことができなかつたりするときにパニックになって大きな声をだしたり、周囲の人に噛みついたりしてしまったりすることが増えていきました。その後、小学生になりましたが、地域の学校ではなく特別支援学校にバスに乗って通うようになりました。特別支援学校でも次にすることがよくわからなかつたり、自分のしたいことができなかつたりしていました。その時は先生と一緒に校庭を散歩すると気持ちが落ち着きました。学校では先生が工夫して次の行動がわかりやすいうように説明してくれるようになりました。それで、次に何をすればいいのかを少しずつ分かるようになりました。パニックになることも少なくなりました。中学校と高校も特別支援学校に通いました。小さい頃から身の回りのことはお母さんが手伝ってくれました。服などはお母さんが表裏がわかりやすいようにおいてくれるので、間違えないように着ることができました。食事などはすべてお母さんが準備してくれましたが、中学生ぐらいになると好きな音がしたり、人が多すぎるとパニックになることがあったので、ドライブに行くことがだんだん多くなりました。ドライブも同じコースでない不安になりました。ドライブの途中でコンビニエンスストアによって好きなお菓子が買えるのが楽しみでした。Bさんが18歳になった時お父さんが病気で亡くなりました。そのため、お母さんが働かなくてはならなくなりました。Bさんは特別支援学校の高等部を卒業する時、お母さんの介護負担を心配した進路指導の先生から入所施設利用を勧められました。お母さんはなんと一緒に暮らせるように色々と考えましたが、年少の弟の世話や仕事をしながら私の身の回りの世話までできないので、Bさんは入所施設を利用することになりました。</p>
<p>意思決定支援会議のまとめ</p> <p><関係者からの情報></p> <p>○日常的なスケジュールが変わると落ち着きがなく不安そうにしていた。(家族)</p> <p>○自宅では自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作って食べる事がある。(家族)</p> <p>○施設では自分でお湯を沸かしたりカップラーメンを作る場面がなかった。(入所施設職員)</p> <p>○目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行く活動を選ぶ。(入所施設職員)</p>	<p><推定される本人意思></p> <p>○生活場面が変わると不安定な状態になる恐れがあるので、このままの生活を続けたいのではないか。</p> <p>○自分で食べたいものを調理して作れるような暮らしがしたいのではないか。</p> <p>○今は入所施設での生活しか経験がないので、他にどのような暮らしがあるか知らないで決められないのではないか。</p>

(参考) Bさんの意思決定支援を反映したサービス等利用計画 (意思決定支援計画) の作成例

(参考) 意思決定支援を反映したサービス等利用計画(意思決定支援計画)の作成例

利用者氏名(児童氏名)	B	障害程度区分	4	相談支援事業者名	C
障害福祉サービス受給者証番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	利用者負担上限額	0	計画作成担当者	D
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号		意思決定支援責任者	
計画作成日	〇年〇月〇日	モニタリング期間(開始年月)	1ヶ月	利用者同意署名欄	B

利用者の生活に対する意向
 慣れて落ち着いた今の施設での生活の場を変えずに、落ち着きがなく不安定になってしまいかもれないので、生活の場を変えたくないと思う一方、自分でお湯を沸かしてカップラーメンを食べたりなど、自分でできる事をしながら、より自由を広げて生活したいという思いもある。目の前にある洋服や食べ物の中から気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選んだりできるの、経験したことがないグループホームの生活も実際に経験してみることができるとは思えないだろうか。

総合的な援助の方針
 グループホームの体験利用により、本人が今の施設での生活とグループホームでの生活を比べて、体験的に選ぶことができるよう意思決定を支援する。

□意思決定支援内容

意思決定支援が必要な項目	到達目標	支援内容	本人の役割	支援担当者(機関)
1 今の施設での生活を変えずに、落ち着きなく体験利用を通じて、グループホームの生活を試し、今の施設での生活と比べて生活する事ができるか、より自由を広げた生活したいという思いもある。グループホームの生活を実際に経験してみることができるとは思えないか。	①グループホームの体験利用についてBさんに分かりやすい方法で説明する。 ②施設で使っている絵カードやスケジュールをグループホームでも使い、混乱しないよう配慮する。 ③体験時の様子について記録する。 ④グループホーム体験利用後、意思決定支援会議を開催して本人の意思について確認する。	①グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか意思を表明できる。	①相談支援専門員、サービス管理責任者(グループホーム) ②グループホームのサービス管理責任者、生活支援員 ③グループホームの生活支援員 ④本人、成年後見人、相談支援専門員 グループホーム関係者、施設関係者	

□サービス等利用内容

優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等		課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名(担当者名・電話)			
1	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか本人が何らかの形で意思を表明できる。	体験利用を通じて、グループホームの生活を体験し、今の施設での生活と比べてどちらで生活することが本人の意思なのか決めることができるよう意思決定支援を行う。	1ヶ月後	共同生活援助(体験利用) 30日	グループホーム〇〇	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか意思を表明できる。	1ヶ月後	生活の中で本人の様子、特に表情などについて詳細に記録し、本人の生活の場への希望を確認する。施設で使っている絵カードやスケジュールをグループホームでも使い、混乱しないよう配慮する。
2								
3								